



# 池田市公報

第109号  
 発行所 池田市役所  
 発行者 池田市長 瀧澤 智子  
 編集 総合政策部 法制課

令和5年6月1日発行

## 目次

条 例	(ページ)
○ <a href="#">子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</a> .....	4
○ <a href="#">池田市職員定数条例の一部を改正する条例</a> .....	5
○ <a href="#">池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	5
○ <a href="#">池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例</a> .....	10
○ <a href="#">池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</a> .....	11
○ <a href="#">池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</a> .....	11
○ <a href="#">池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</a> .....	13
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例</a> .....	14
○ <a href="#">池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	15
○ <a href="#">池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例</a> .....	15
○ <a href="#">池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	16
○ <a href="#">池田市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例</a> .....	22
○ <a href="#">池田市大気観測局管理基金条例を廃止する条例</a> .....	22
○ <a href="#">池田市議会の個人情報の保護に関する条例</a> .....	22
○ <a href="#">池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例</a> .....	32
○ <a href="#">池田市市税条例の一部を改正する条例</a> .....	32
規 則	
○ <a href="#">池田市立養護老人ホーム条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則</a> .....	33
○ <a href="#">池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	34
○ <a href="#">池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	34
○ <a href="#">池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	35
○ <a href="#">池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	35
○ <a href="#">池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	36
○ <a href="#">池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	37
○ <a href="#">池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	37
○ <a href="#">池田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	37
○ <a href="#">池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	37
○ <a href="#">池田市立くすのき学園条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	38
○ <a href="#">池田市税外収入金の滞納処分に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	38
○ <a href="#">池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則</a> .....	38
○ <a href="#">子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則</a> .....	39
○ <a href="#">池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	39
○ <a href="#">副市長事務分担規則の一部を改正する規則</a> .....	39
○ <a href="#">池田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	40
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則</a> .....	40

○ <a href="#">池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	42
○ <a href="#">池田市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則</a> .....	42
○ <a href="#">池田市消防職員服制規則の一部を改正する規則</a> .....	44
○ <a href="#">池田市委員会等に対する補助執行に関する規則</a> .....	44
○ <a href="#">池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第2 1 項、第2 3 項又は第2 4 項の規定による給料に関する規則</a> .....	45
○ <a href="#">池田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則</a> .....	48
○ <a href="#">池田市職員安全衛生規則の一部を改正する規則</a> .....	49
○ <a href="#">池田市消防団員等公務災害補償条例第9 条の2 第1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	50
○ <a href="#">池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	50
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	51
○ <a href="#">大気観測局管理基金管理規則を廃止する規則</a> .....	51
○ <a href="#">池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</a> .....	52
○ <a href="#">地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則</a> .....	62
○ <a href="#">池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	66
○ <a href="#">児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	67
○ <a href="#">池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	67
○ <a href="#">池田市大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	68
<u>訓 令</u>	
○ <a href="#">池田市職員安全衛生委員会規程を廃止する訓令</a> .....	69
○ <a href="#">広報いけだ取扱規程等の一部を改正する訓令</a> .....	69
<u>市議会</u>	
○ <a href="#">池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程</a> .....	70
○ <a href="#">池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程を廃止する規程</a> .....	74
<u>選挙管理委員会</u>	
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程</a> .....	75
<u>監査委員</u>	
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程</a> .....	75
<u>公平委員会</u>	
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規則</a> .....	75
○ <a href="#">管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	75
<u>農業委員会</u>	
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程</a> .....	76
<u>固定資産評価審査委員会</u>	
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程</a> .....	76
<u>池田病院</u>	
○ <a href="#">市立池田病院処務規程の一部を改正する規程</a> .....	76
○ <a href="#">池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程</a> .....	80
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	80
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の職の名称に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	84
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の名札に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	85

## 上下水道部

- [池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程](#)…………… 85
- [池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程](#)…………… 86
- [池田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程](#)…………… 86
- [池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程](#)…………… 86

## 教育委員会

- [池田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則](#)…………… 86
- [公民館条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 87
- [池田市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 87
- [池田市就園奨励基金条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 87
- [池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 87
- [池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則](#)…………… 88
- [池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則](#)…………… 90
- [地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則](#)…………… 90
- [池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第2 1項、第2 3項又は第2 4項の規定による給料に関する規則](#)…………… 93
- [池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則](#)…………… 97
- [池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則の一部を改正する規則](#)…………… 97
- [池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則](#)…………… 97
- [池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規則](#)…………… 98

## 消防長

- [池田市消防本部安全運転管理規程の一部を改正する訓令](#)…………… 98
- [池田市消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令](#)…………… 98
- [池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程](#)…………… 98

本号には、令和5年1月2日から令和5年4月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、市議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、池田病院及び上下水道部の規程、公平委員会及び教育委員会の規則並びに消防長の訓令を掲載しています。

# 条 例

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市条例第1号

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(池田市立保育所条例の一部改正)

第1条 池田市立保育所条例(昭和40年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 池田市立幼保連携型認定こども園条例(平成30年池田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正)

第4条 池田市立幼稚園型認定こども園条例(令和2年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(池田市就園奨励基金条例の一部改正)

第5条 池田市就園奨励基金条例(昭和50年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

池田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第2号

池田市職員定数条例の一部を改正する条例

池田市職員定数条例（昭和36年池田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「121人」を「139人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

---

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第3号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	136,200	154,600	184,600	187,900
2	137,100	155,700	186,400	190,400
3	138,100	156,800	188,200	193,000
4	139,000	157,900	190,000	195,600
5	140,000	158,900	191,600	198,300
6	141,000	160,300	193,400	201,000
7	142,000	161,600	195,200	203,700
8	143,000	162,900	196,900	206,500
9	143,800	164,100	198,500	209,300
10	144,800	165,600	200,300	212,000
11	145,800	167,100	202,100	214,900
12	146,900	168,700	203,900	217,600
13	147,700	169,800	205,400	220,100
14	148,700	171,200	207,200	221,700
15	149,800	172,600	209,000	223,500
16	150,800	174,000	210,800	225,200
17	151,900	175,300	212,400	226,900
18	153,300	177,800	214,200	228,600
19	154,500	180,300	216,000	230,400
20	155,700	182,800	217,800	231,900
21	156,800	185,200	219,200	233,800
22	158,000	186,900	221,000	235,700
23	159,200	188,500	222,700	237,700
24	160,400	190,200	224,500	239,700
25	161,500	191,700	226,100	241,300
26	163,000	193,400	227,800	243,200
27	164,500	195,200	229,400	245,100
28	166,000	196,900	230,900	247,100
29	167,400	198,500	232,200	248,800
30	168,800		233,800	250,700
31	170,300		235,400	252,700

32	171,800	236,900	254,700
33	173,100	237,900	256,500
34	174,800	239,400	258,500
35	176,500	240,700	260,400
36	178,200	241,900	262,300
37	179,900	243,100	263,500
38	181,300	244,100	265,000
39	183,000	245,100	266,500
40	184,500	246,100	268,000
41	185,800	247,200	269,500
42	187,200	248,100	270,600
43	188,500	249,000	271,500
44	189,900	250,000	272,500
45	191,400	250,900	273,400
46	192,700	252,200	274,300
47	194,100	253,400	274,900
48	195,500	254,700	275,600
49	196,800	256,000	276,500
50	197,900	257,400	277,000
51		258,600	277,500
52		259,800	278,100
53		260,900	278,800
54		262,100	279,400
55		263,400	280,000
56		264,500	280,600
57		265,600	281,400
58		266,600	282,500
59		267,800	283,400
60		268,900	284,800
61		269,900	285,700
62		270,900	287,100
63		272,000	288,200
64		273,100	289,300
65		274,000	290,200
66		275,000	291,300
67		275,900	292,500
68		277,000	293,600
69		278,100	294,400
70		279,100	295,100
71		280,000	295,900
72		281,000	296,700
73		281,500	297,800
74		282,400	298,800
75		283,100	299,900
76		284,000	301,000
77		285,000	301,700
78		285,800	302,600
79		286,600	303,400
80		287,400	304,300
81		288,200	305,000
82		288,700	305,900
83		289,100	306,800
84		289,600	307,700
85		289,800	308,100

86		290, 100	308, 800
87		290, 300	309, 500
88		290, 700	310, 400
89		290, 900	311, 300
90			312, 100
91			312, 900
92			313, 600
93			314, 300
94			315, 000
95			315, 700
96			316, 400
97			316, 800
98			317, 200
99			317, 600
100			318, 000
101			318, 300
102			318, 700
103			319, 000
104			319, 400
105			319, 800
106			320, 300
107			320, 800
108			321, 300
109			321, 700
110			322, 200
111			322, 600
112			323, 100
113			323, 400
114			323, 900
115			324, 300
116			324, 800
117			325, 100
118			325, 500
119			326, 000
120			326, 500
121			326, 700
122			327, 100
123			327, 600
124			327, 900
125			328, 100
126			328, 400
127			328, 900
128			329, 300
129			329, 500
130			329, 900
131			330, 400
132			330, 800
133			331, 000
134			331, 400
135			331, 900
136			332, 200
137			332, 500
138			332, 900
139			333, 300

140				333,700
141				334,100

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条、第22条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	156,630	177,790	212,290	216,085
2	157,665	179,055	214,360	218,960
3	158,815	180,320	216,430	221,950
4	159,850	181,585	218,500	224,940
5	161,000	182,735	220,340	228,045
6	162,150	184,345	222,410	231,150
7	163,300	185,840	224,480	234,255
8	164,450	187,335	226,435	237,475
9	165,370	188,715	228,275	240,695
10	166,520	190,440	230,345	243,800
11	167,670	192,165	232,415	247,135
12	168,935	194,005	234,485	250,240
13	169,855	195,270	236,210	253,115
14	171,005	196,880	238,280	254,955
15	172,270	198,490	240,350	257,025
16	173,420	200,100	242,420	258,980
17	174,685	201,595	244,260	260,935
18	176,295	204,470	246,330	262,890
19	177,675	207,345	248,400	264,960
20	179,055	210,220	250,470	266,685
21	180,320	212,980	252,080	268,870
22	181,700	214,935	254,150	271,055
23	183,080	216,775	256,105	273,355
24	184,460	218,730	258,175	275,655
25	185,725	220,455	260,015	277,495
26	187,450	222,410	261,970	279,680
27	189,175	224,480	263,810	281,865
28	190,900	226,435	265,535	284,165
29	192,510	228,275	267,030	286,120
30	194,120		268,870	288,305
31	195,845		270,710	290,605
32	197,570		272,435	292,905
33	199,065		273,585	294,975
34	201,020		275,310	297,275
35	202,975		276,805	299,460
36	204,930		278,185	301,645
37	206,885		279,565	303,025
38	208,495		280,715	304,750
39	210,450		281,865	306,475
40	212,175		283,015	308,200
41	213,670		284,280	309,925
42	215,280		285,315	311,190
43	216,775		286,350	312,225
44	218,385		287,500	313,375
45	220,110		288,535	314,410
46	221,605		290,030	315,445



47	223, 215	291, 410	316, 135
48	224, 825	292, 905	316, 940
49	226, 320	294, 400	317, 975
50	227, 585	296, 010	318, 550
51		297, 390	319, 125
52		298, 770	319, 815
53		300, 035	320, 620
54		301, 415	321, 310
55		302, 910	322, 000
56		304, 175	322, 690
57		305, 440	323, 610
58		306, 590	324, 875
59		307, 970	325, 910
60		309, 235	327, 520
61		310, 385	328, 555
62		311, 535	330, 165
63		312, 800	331, 430
64		314, 065	332, 695
65		315, 100	333, 730
66		316, 250	334, 995
67		317, 285	336, 375
68		318, 550	337, 640
69		319, 815	338, 560
70		320, 965	339, 365
71		322, 000	340, 285
72		323, 150	341, 205
73		323, 725	342, 470
74		324, 760	343, 620
75		325, 565	344, 885
76		326, 600	346, 150
77		327, 750	346, 955
78		328, 670	347, 990
79		329, 590	348, 910
80		330, 510	349, 945
81		331, 430	350, 750
82		332, 005	351, 785
83		332, 465	352, 820
84		333, 040	353, 855
85		333, 270	354, 315
86		333, 615	355, 120
87		333, 845	355, 925
88		334, 305	356, 960
89		334, 535	357, 995
90			358, 915
91			359, 835
92			360, 640
93			361, 445
94			362, 250
95			363, 055
96			363, 860
97			364, 320
98			364, 780
99			365, 240
100			365, 700

101			366,045
102			366,505
103			366,850
104			367,310
105			367,770
106			368,345
107			368,920
108			369,495
109			369,955
110			370,530
111			370,990
112			371,565
113			371,910
114			372,485
115			372,945
116			373,520
117			373,865
118			374,325
119			374,900
120			375,475
121			375,705
122			376,165
123			376,740
124			377,085
125			377,315
126			377,660
127			378,235
128			378,695
129			378,925
130			379,385
131			379,960
132			380,420
133			380,650
134			381,110
135			381,685
136			382,030
137			382,375
138			382,835
139			383,295
140			383,755
141			384,215

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第4号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例(昭和48年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「保護を受けている者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

（池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「により」を「による」に改め、「者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

---

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第5号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第42条第8項中「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第43条第5項及び第51条第3項中「前4項」を「前各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第6号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第17条第2項第3号中「第1号及び第2号」を「前2号」に改める。

第24条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第29条第7号ウ中「一に」を「いずれかに」に改める。

第44条第6号中「遊戯室の面積は、」を「遊戯室の面積は」に、「屋外遊戯場の面積は、前号」を「屋外遊戯場の面積は同号」に改める。

第45条第2項ただし書中「一に」を「1に」に改める。

第2条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第23条」に、「第23条—第27条」を「第24条—第28条」に、「（第28条）」を「（第29条）」に、「第29条—第31条」を「第30条—第32条」に、「第32条・第33条」を「第33条・第34条」に、「第34条—第37条」を「第35条—第38条」に、「第38条—第42条」を「第39条—第43条」に、「第43条—第49条」を「第44条—第50条」に、「（第50条）」を「（第51条）」に改める。

第7条第1項第3号中「第43条」を「第44条」に改め、同条第3項第1号中「第28条」を「第29条」に、「第43条」を「第44条」に改める。

第50条を第51条とする。

第49条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第29条」を「第30条」に、「第49条」を「第50条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第5章中同条を第50条とする。

第48条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第49条とする。

第47条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第29条第7号」を「第30条第7号」に、「第47条」を「第48条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、同条を第48条とし、第46条を第47条とする。

第45条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第46条とする。

第44条中「第46条及び第47条」を「第47条及び第48条」に改め、同条を第45条とし、第43条を第44条とする。

第42条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第4章中同条を第43条とする。

第41条中「第38条第1号」を「第39条第1号」に改め、同条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第37条」を「第38条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第3章第4節中同条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第34条第7号中「第29条第7号」を「第30条第7号」に改め、同条を第35条とする。

第33条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第29条の」を「第30条の」に、「第33条」を「第34条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に、「第29条中」を「第30条中」に、「第29条第4号」を「同条第4号」に改め、第3章第3節中同条を第34条とする。

第32条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第33条とする。

第31条中「第25条」を「第26条」に、「第27条」を「第28条」に、「第31条」を「第32条」に、「と、第26条」を「と、第27条」に改め、第3章第2節中同条を第32条とする。

第30条第1項ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第3章第1節中第28条を第29条とする。

第2章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条中「第27条」を「第28条」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項第2号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第3項ただし書中「第35条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第1章中第22条を第23条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第2項第4号中「第23条」を「第24条」に、「第24条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第17条とする。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改め、同条を第16条とする。

第14条を削り、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「場合は」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの）の他利用の態様を勘案してこれと同程

度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

附則第3項中「第16条、第23条第4号」を「第17条、第24条第4号」に、「第24条第1項本文」を「第25条第1項本文」に、「第11条」を「第13条」に改める。

附則第7項中「第30条第2項各号又は第45条第2項各号」を「第31条第2項各号又は第46条第2項各号」に、「第30条第2項又は第45条第2項」を「第31条第2項又は第46条第2項」に改める。

附則第8項及び第9項中「第30条第2項又は第45条第2項」を「第31条第2項又は第46条第2項」に改める。

附則第10項中「第30条第3項若しくは第45条第3項」を「第31条第3項若しくは第46条第3項」に、「第30条第2項又は第45条第2項」を「第31条第2項又は第46条第2項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。  
(池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 3 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。  
第37条第1項中「第28条」を「第29条」に、「第36条」を「第37条」に改め、同条第2項中「第43条」を「第44条」に改める。  
第42条第6項中「第38条第1号」を「第39条第1号」に、「第41条」を「第42条」に改め、同条第7項中「第46条」を「第47条」に改める。

---

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第7号

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第17条とし、第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条を第14条とする。

第11条第3項中「又はその他」を「その他」に改め、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改め、同条第5項ただし書中「場合で」を「場合」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育

成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第8条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

---

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第8号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」の次に「・第27条」を加え、「（第27条）」を「（第28条）」に改める。

第4条第2号中「養護ホーム、」を「養護老人ホーム」に改める。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第8条の2第1項第1号中「、第29条の2」を「若しくは第29条の2」に改める。

第10条の2中「政令第29条の7第1項第2号」を「同項第2号」に、「介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第3号）」に、「介護納付金賦課額（政令第29条の7第1項第3号）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第10条の3第2号ウ(ア)中「及び」の次に「同省令」を加える。

第16条第1項中「増加」を「増加し、」に、「若しくは第17条の2第4項」を「に定める額若しくは同条第4項」に、「第17条の2第1項各号に」を「同条第1項各号に」に改め、同条第2項中「若しくは第17条の2第4項」を「に定める額若しくは同条第4項」に、「第17条の2第1項各号に」を「同条第1項各号に」に改める。

第17条の2第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第26条に見出しとして「（財産管理の方法）」を付する。

第31条を削り、第30条を第31条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第7章中第26条の次に次の1条を加える。

（規則への委任）

第27条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に被保険者が出産した場合について適用し、同日前に被保険者が出産した場合については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第17条の2第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第9号

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「政令」という。」を削る。

第4条第1項第9号中「「てたんそ大阪プロジェクト」実施要綱」を「建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱」に改め、同条第2項中「に掲げる要件（第7号を除く。）」を「（第7号を除く。）に掲げる要件」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「第52条第6項各号に掲げる建築物の」に改め、同項中第9号を第10号とし、同項第8号中「第25条」を「第26条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分の床面積のうち当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分  
第5条第2項中「に掲げる要件（第4号を除く。）」を「（第4号を除く。）に掲げる要件」に改める。

第6条中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

第7条及び第8条中「第4条ただし書又は第5条ただし書」を「第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書」に改める。

第13条中「又は法」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第9号、第2項及び第3項第8号、第5条から第8条まで並びに第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第10号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の61の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「ただし、」を削り、同項を同表の63の項とし、同表中60の項を62の項とし、25の項から59の項までを2項ずつ繰り下げ、24の項を25の項とし、同項の次に次のように加える。

26	法第58条第2項の規定による許可の申請	160,000円
----	---------------------	----------

別表中23の項を24の項とし、同表の22の項中「第55条第3項第1号又は」を「第55条第3項又は第4項第1号若しくは」に改め、同項を同表の23の項とし、同表中21の項を22の項とし、15の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、14の項の次に次のように加える。

15	法第52条第6項第3号の規定による認定の申請	27,000円
----	------------------------	---------

別表備考第2項中「41の項から48の項」を「43の項から50の項」に改め、同項ただし書中「45の項から47の項」を「47の項から49の項」に改める。

別表の付表10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表」に改め、同表の1の表備考第1項、第3項ただし書及び第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の61の項の改正規定及び同表の付表10の改正規定は、公布の日又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69

号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第11号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

(池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第1条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例(平成25年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	—	5,600円		
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
					200平方メートル以上のもの	23,900円
			その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
					200平方メートル以上のもの	46,000円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円		
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円		
			50,000平方メートル以上のもの	339,400円		
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			67,300円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			119,900円	
		5,000平方メートル以			180,100円	



			上10,000平方メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円
			50,000平方メートル以上のもの	971,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
			50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

第3条第1項の表備考第5項中「平成28年経済産業省、国土交通省令第1号」の次に「。以下「基準省令」という。」を加え、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。

第3条第6項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	—	3,400円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの
				200平方メートル以上のもの	12,600円
		その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
			200平方メートル以上のもの	23,600円	
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円	
			2,000平方メートル以	26,300円	

		上5,000平方メートル未満のもの	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
		50,000平方メートル以上のもの	171,300円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400円
		50,000平方メートル以上のもの	487,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの
	その他のもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

第3条第6項の表備考第2項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第7項の表備考及び第8項の表備考中「から第6項まで」を「、第5項及び第7項」に改める。

(池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第2条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例（平成28年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		—	5,600円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円	
				200平方メートル以上のもの	21,600円	
		その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円	
200平方メートル以上のもの	43,700円					
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円	
				50,000平方メートル以上のもの	339,400円	
		その他のもの		誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
					50,000平方メートル以上のもの	831,100円

			トル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	968,800円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

第3条第3項の表備考第1項中「よるもの」の次に「又は共用部分を評価しないで住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したもの」を加え、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準により評価したものをいう。

第3条第8項の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	—	3,400円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの
		200平方メートル以上のもの			11,400円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	20,200円
				200平方メートル以上のもの	22,500円
		3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円				
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円				
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円				
10,000平方メートル	74,600円				

			以上25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
			50,000平方メートル以上のもの	171,300円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
			50,000平方メートル以上のもの	486,000円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		112,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		160,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		315,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		558,400円
				50,000平方メートル以上のもの

第3条第8項の表備考第2項中「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同条第11項の表備考第1項中「第7項」を「第8項」に改め、同表備考第6項第2号中「第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準及び同号ロ(2)の」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第12号

池田市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例

池田市災害見舞金等支給条例（平成10年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「車両（」を「車両、」に、「身体障害者用の車いすを含む。）」を「移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車及び同項第11号の5に規定する遠隔操作型小型車」に、「乗物」を「乗り物」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に生じる交通事故について適用し、同日前に生じた交通事故については、なお従前の例による。

---

池田市大気観測局管理基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第13号

池田市大気観測局管理基金条例を廃止する条例

池田市大気観測局管理基金条例（平成12年池田市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第14号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第18条—第30条）

第2節 訂正（第31条—第37条）

第3節 利用停止（第38条—第43条）

第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雑則（第47条—第51条）

第6章 罰則（第52条—第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、池田市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）を

いう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、池田市議会事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記載されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報が第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内務における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。



読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を

行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

#### (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

### 第4章 開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

##### (開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

##### (開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

##### (保有個人情報の開示義務)

- 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
  - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
    - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
    - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
  - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
    - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
    - イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
  - (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
    - ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
    - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
    - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
    - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
    - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
    - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- （部分開示）
- 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- （裁量的開示）
- 第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
- （保有個人情報の存否に関する情報）
- 第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- （開示請求に対する措置）
- 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が不明な場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第30条 開示請求に係る行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用の額は、議長が定める。

## 第2節 訂正

### (訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

### (訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### (保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

### (訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### (訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

### (保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

## 第3節 利用停止

### (利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  
（利用停止請求の手続）
- 第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。  
（保有個人情報の利用停止義務）
- 第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。  
（利用停止請求に対する措置）
- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  
（利用停止決定等の期限）
- 第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。  
（利用停止決定等の期限の特例）
- 第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。
- 第4節 審査請求**  
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）
- 第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。  
（審査会への諮問）
- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、池田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（池田市情報公開条例の一部改正について）

2 池田市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「平成15年法律第57条」の次に「及び池田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年池田市条例第14号）」を加える。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

3 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条及び」を「第20条、」に改め、「同条第1項」の次に「及び池田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年池田市条例第14号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条」を加える。

第2条第1号中「をいう。）又は」を「をいう。）」に改め、「除く。）」の次に「又は議会個人情報保護条例第45条の規

定により審査会に諮問をした議会」を加え、同条第3号中「訂正決定等又は」を「訂正決定等若しくは」に改め、「をいう。）」の次に「又は議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）」を加える。

---

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第15号

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成9年池田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「議会議務局、市長公室、総合政策部、総務部、市民活力部」を「議会議務局、総合政策部、総務部、市民活動部」に改め、同表土木消防委員会の項中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第16号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第40条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第47条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「において」に改める。

第108条第1項及び第4項並びに第111条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第13条第1項中「第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改め、同条第2項中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第18項を削る。

附則第14条中第13項を第14項とし、同条第12項各号列記以外の部分及び第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日



- (4) 当該工事が完了した年月日  
(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由  
附則第34条の2を削り、附則第34条の2の2を附則第34条の2とし、附則第34条の2の3を附則第34条の2の2とする。

附則第34条の6第3項を削る。

附則第35条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第35条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第39条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の池田市市税条例附則第34条の2及び第34条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第35条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

---

## 規 則

---

池田市立養護老人ホーム条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年1月17日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第1号

池田市立養護老人ホーム条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正)

第1条 池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項第1号中サを削り、シをサとし、スからタまでをシからソまでとする。

(池田市敬老会館及び養護老人ホーム白寿荘指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)

第2条 池田市敬老会館及び養護老人ホーム白寿荘指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市敬老会館指定管理者選定・評価委員会規則

第1条中「池田市敬老会館及び養護老人ホーム指定管理者選定・評価委員会」を「池田市敬老会館指定管理者選定・評価委員会」に改める。

第2条各号中「及び池田市立養護老人ホーム白寿荘」を削る。

(池田市立養護老人ホーム管理規則の廃止)

第3条 池田市立養護老人ホーム管理規則(昭和50年池田市規則第52号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年9月30日から施行する。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第2号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「第11条関係」を「第14条関係」に、

生年月日		
------	--	--

を  
「

生年月日	
------	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第3号による医療証であって、その有効期限がこの規則の施行の日以後の日であるものは、この規則による改正後の様式第3号による医療証とみなす。

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第3号

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年池田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、

男
女

を削り、

児童
----

を 

子ども
-----

 に改める。

受給者番号	氏名	生年月日	続柄	性別
		年 月 日	父・母 養育者	男・女
		年 月 日		男・女

様式第7号中

		年 月 日		男・女
		年 月 日		男・女
		年 月 日		男・女

を

次のとおり変更(喪失)しましたので届け出ます。

なお、ひとり親家庭医療費の助成に関し、必要な調査をすることについて承諾します。

項 目	変 更 後	変 更 前
-----	-------	-------

受給者番号	氏名	生年月日	続柄
		年 月 日	父・母・ 養育者
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

に改める。

次のとおり変更(喪失)しましたので届け出ます。

なお、ひとり親家庭医療費の助成に関し、必要な調査をすることについて承諾します。

項 目	変 更 後	変 更 前
-----	-------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第4号

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成6年池田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「性別」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第3号による医療証であって、その有効期限がこの規則の施行の日以後の日であるものは、この規則による改正後の様式第3号による医療証とみなす。

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第5号

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市民文化会館条例施行規則(昭和49年池田市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号を次のように改める。

(2) 二十歳の集い

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第6号

池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則

池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則（平成28年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市における」を「市長が審査庁となる場合における審査庁の庶務担当及び審理員の指名、池田市行政不服審査会条例（平成28年池田市条例第2号）の規定に基づき設置する池田市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の事務局並びに、「に関する行政手続の実施」を「第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（審査庁の庶務担当）

第3条 市長が審査庁となる場合における審査庁の庶務は、次の各号に掲げる処分等担当課（処分又は不作為に係る事務を担当する課（課に相当する部署を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める課又は者が担当するものとする。ただし、審査庁が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市長部局に属する課（会計管理室を除く。） 当該課が属する部（部に相当する部署を含む。以下同じ。）において池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の規定により当該部の庶務を担当する課
- (2) 消防本部に属する課 消防本部警防救急課
- (3) 会計管理室 総務部総務課
- (4) 市立池田病院事務局に属する課 市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の規定により市立池田病院事務局の庶務を担当する課の長で、市長部局の職に併任されているもの
- (5) 上下水道部に属する課 池田市上下水道部処務規程（平成21年池田市上下水道管理規程第1号）の規定により上下水道部の所管に係る相談を担当する課の長で、市長部局の職に併任されているもの
- (6) 教育委員会事務局に属する課 当該課が属する部において池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成7年池田市教育委員会規則第4号）の規定により当該部の庶務を担当する課

（審理員の指名）

第4条 市長が審査庁となる場合における審理員の指名は、次の各号に掲げる処分等担当課の区分に応じ、当該各号に定める者（審査庁の庶務を担当する課長の職（課長の職に相当する職を含む。以下同じ。）にある者及び審査会の事務局を担う課の長を除く。）に対して行うものとする。ただし、公正な審理のため必要があると審査庁が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市長部局、市立池田病院事務局、上下水道部又は教育委員会事務局に属する課（会計管理室を除く。） 別表に定める順位がより高い者
- (2) 消防本部に属する課 消防本部総務課長又は予防課長のうち処分等担当課に所属しないもの
- (3) 会計管理室 総務部に所属する課長の職にある者

第6条第3号中「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条に規定する」を削る。

第7条第3号中「同項」を「同法第6条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

順位	審理員となる者
1	処分等担当課と同じ部に所属する処分等担当課の長以外の課長の職にある者
2	処分等担当課と同じ部に所属する参事の職又は次長の職（次長の職に相当する職を含む。以下同じ。）にある者のうち、処分に関する審査、判断等に関与がなかったと審査庁が認めるもの
3	処分等担当課が属する部以外の部に所属する参事の職にある者
4	処分等担当課が属する部以外の部に所属する次長の職にある者
5	処分等担当課が属する部以外の部に所属する課長の職にある者

備考 市立池田病院事務局、上下水道部又は教育委員会事務局に所属する者にあつては、市長部局の職に併任されている者に限る。

別記様式を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第7号

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中「3 選挙管理委員会事務局長及び監査事務局長の職務」を「3 選挙管理委員会事務局長及び監査事務局  
4 生涯学習推進室長

長の職務

」に、「4 課長」を「5 課長」に、「5 議会事務局長代理」を「6 議会事務局長代理」に、「6 農業委員会事務

局長」を「7 農業委員会事務局長」に、「7 人権教育監」を「8 人権教育監」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第12条関係）」に改め、「会計管理者」の次に「生涯学習推進室長」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第8号

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成18年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長は」を「市長（教育委員会が所管する公の施設については、教育委員会。以下この条から第6条までにおいて同じ。）は」に、「公募開始日」を「公募を開始する日」に改め、同条第6号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「公募手続き」を「公募の手続」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（開示請求の特例）

第7条 条例第12条第1項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第5条の規定による開示の請求の場合 次に掲げるもの

ア 一般の利用に供する目的で管理しているもの

イ 池田市情報公開条例第2条第2号イに掲げるもの

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求の場合 同法第60条第1項の政令で定めるもの

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

---

池田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第9号

池田市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立保育所条例施行規則（昭和41年池田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第10号

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。  
様式第17号及び様式第25号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市立くすのき学園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第11号

池田市立くすのき学園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立くすのき学園条例施行規則（昭和60年池田市規則第18号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「50人」を「60人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市税外収入金の滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第12号

池田市税外収入金の滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

池田市税外収入金の滞納処分に関する規則（平成21年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

池田市税外収入金徴収職員証に関する規則

第1条中「法令その他別に定めのあるもののほか、」を「税外収入金（に、「第231条の3第3項の規定による分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の収入の滞納処分」を「その他の法律で定めるところにより国税又は地方税の滞納処分の例により徴収できる市の歳入をいう。以下同じ。）の滞納処分に関する事務に従事する職員（総務部長及び総務部債権回収センターの職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）に限る。以下「徴収職員」という。）であることを証する証票」に改める。

第2条の見出しを「（徴収職員証）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）」を「徴収職員」に、「徴収職員証（別記様式）」を「徴収職員であることを証する証票として池田市税外収入金徴収職員証（別記様式。以下「徴収職員証」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「滞納処分等に係る職務」を「税外収入金の滞納処分に関する事務」に、「行うときは、」を「行う場合は、本市の職員であることを証する証票と併せて」に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の3項を加える。

3 徴収職員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 徴収職員は、徴収職員証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て徴収職員証の再交付を受けなければならない。

5 徴収職員証の交付を受けた者は、徴収職員でなくなったときは、直ちに当該徴収職員証を市長に返還しなければならない。

別記様式を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条第1項を削る改正規定、同条第2項の改正規定（「前項の規定による委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）」を「徴収職員」に改める部分に限る。）、同項を同条第1項とする改正規定、同条第3項の改正規定（「滞納処分等に係る職務」を「税外収入金の滞納処分に関する事務」に改める部分に限る。）及び同項を同条第2項とする改正規定は、公布の日から施行する。

---

池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第13号

池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

池田市地域生活支援事業実施規則（平成25年池田市規則第65号）の一部を次のように改正する。  
第7条第2項第6号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第14号

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（池田市立保育所条例施行規則の一部改正）

第1条 池田市立保育所条例施行規則（昭和41年池田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正）

第2条 池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（平成31年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部改正）

第3条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第15号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2級の項中「介助員」を「支援教育支援員」に改め、同表の3級の項中「、手話通訳」を削り、「地域子育て支援員」の次に「、作業療法士」を、「宿直員」の次に「、手話通訳」を加え、同表の4級の項中「幼児教育サポーター」の次に「、主任教育相談員」を加える。

別表第2介助員の項中「介助員」を「支援教育支援員」に改め、同表手話通訳の項を削り、同表地域子育て支援員の項の次に次のように加える。

作業療法士	3級	15
-------	----	----

別表第2宿直員の項の次に次のように加える。

手話通訳	3級	21
------	----	----

別表第2教育課題研究推進員の項中「26」を「37」に改め、同表に次のように加える。

主任教育相談員	4級	69
---------	----	----

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第16号

副市長事務分担規則の一部を改正する規則

副市長事務分担規則（昭和50年池田市規則第53号）の一部を次のように改正する。


第2条第1項の表岡田 正文の項を削り、同表に次のように加える。

手向 健二	総合政策部、総務部、市民活動部、まちづくり環境部、都市整備部、消防本部、上下水道部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に属する事務
-------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（池田市公印規則の一部改正）
- 2 池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「副市長岡田」を「副市長石田」に、  
に改める。

池田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第17号

池田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

池田市情報公開条例施行規則（平成16年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（電磁的記録の開示の方法）

第7条 条例第15条第2項の規定により実施機関が定める電磁的記録についての開示の方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものとの閲覧又は交付とする。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものとの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第18号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則

池田市個人情報保護条例施行規則（平成16年池田市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿）

第3条 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）とする。

（個人情報登録簿）

第4条 条例第3条第1項の帳簿は、個人情報登録簿（様式第2号）とする。

- 2 条例第3条第1項の規則で定める数は、100人とする。

（開示請求書等）

第5条 開示請求は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示請求書の補正通知書（様式第4号）により行うものとする。

（開示決定等の通知）



- 第6条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第6号）により行うものとする。  
（開示決定等の期間の延長の通知）
- 第7条 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第7号）により行うものとする。  
（開示決定等の期限の特例の通知）
- 第8条 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。  
（第三者に対する意見書提出の通知等）
- 第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項）（様式第9号）により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項）（様式第10号）により行うものとする。
- 3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第11号）とし、市長が指定する期限までに提出がない場合は、提出の意思がないものとみなす。
- 4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書提出者への通知書（様式第12号）により行うものとする。  
（電磁的記録の開示の方法）
- 第10条 法第87条第1項の規定により市長が定める電磁的記録についての開示の方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付とする。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。  
（開示の実施の方法等の申出）
- 第11条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第13号）により行うものとする。  
（開示請求に係る費用）
- 第12条 条例第6条第3項の費用の額は、別表のとおりとする。
- 2 前項の費用の納付方法は、開示請求に係る写しの作成に要する費用については現金又は郵便小為替により納付する方法とし、その作成した写しの送付に要する費用については現金又は郵便切手若しくは郵便小為替により納付する方法とする。
- 3 第1項の費用は、前納とする。  
（訂正請求書）
- 第13条 訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（様式第14号）により行うものとする。
- 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報訂正請求書の補正通知書（様式第15号）により行うものとする。  
（訂正決定等の通知）
- 第14条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第16号）により行うものとする。
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第17号）により行うものとする。  
（訂正決定等の期間の延長の通知）
- 第15条 条例第7条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第18号）により行うものとする。  
（訂正決定等の期限の特例の通知）
- 第16条 条例第8条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第19号）により行うものとする。  
（訂正決定に係る提供先への通知）
- 第17条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第20号）により行うものとする。  
（利用停止請求書）
- 第18条 利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）により行うものとする。
- 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報利用停止請求書の補正通知書（様式第22号）により行うものとする。  
（利用停止決定等の通知）
- 第19条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第23号）により行うものとする。
- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第24号）により行うものとする。  
（利用停止決定等の期間の延長の通知）
- 第20条 条例第9条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第25号）により行うものとする。  
（利用停止決定等の期限の特例の通知）
- 第21条 条例第10条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第26号）により行うものとする。  
（諮問をした旨の通知）
- 第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第27号）により行うものとする。

(運用状況の公表)

第23条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の処理状況
- (2) 開示の実施の方法
- (3) 審査請求の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第12条第2項の規定による公表は、市ホームページ及び広報誌に掲載して行うものとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	単位	金額
乾式複写機による写し(モノクロ) (日本産業規格A列3番まで)	1枚	10円
乾式複写機による写し(カラー) (日本産業規格A列3番まで)	1枚	20円
その他の写し	1枚	作成に要する実費相当額
写しの送付	—	郵送料に相当する額

(様式 略)

---

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第19号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則(平成14年池田市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び第10条の4の2第1項に規定する」を「に規定する」に、「第43条第2項各号」を「第43条第2項第2号」に、「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に改め、「第68条の3第4項」を削り、「並びに」を「、第58条第2項並びに」に改め、同条第4項中「第55条第3項各号及び」を「第55条第3項及び第4項各号、」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の次に「並びに第58条第2項」を、「第2項第1号」の次に「の表」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定(「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に改める部分及び「並びに」を「、第58条第2項並びに」に改める部分を除く。)及び同条第4項の改正規定(「第2項第1号」の次に「の表」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

---

池田市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第20号

池田市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

池田市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則(平成17年池田市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同項第6号及び第7号、」を「第6号及び第7号、」に、「同項第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び同項第15号ニ、」を「第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに」に、「同項第6号及び第7号並びに第68条の69第3項第5号イ、同項第6号」を「第6号」に改める。

第2条第1項中「同項第7号イ、」を「第7号イ、」に、「第63条第3項第5号イ若しくは同項第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは同項第7号イ」を「又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改める。

第3条第1項中「以下この章」を「次項」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第5条第1項中「第2条第2項」を「第2条第2項各号」に改める。

第6条第1項中「同項第7号ロ、」を「第7号ロ、」に、「第63条第3項第6号若しくは同項第7号ロ又は第68条の69第

3項第6号若しくは同項第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改め、同条第3項中「同法」を削る。  
 第7条第1項中「単に」を削り、「場合は」を「ときは」に改め、同条第2項中「この基準」を「基準」に改める。

様式第1号中

「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第5号イ</li> <li>又は同項第7号イ</li> <li>・第31条の2第2項第14号ハ</li> <li>・第62条の3第4項第14号ハ</li> <li>・第63条第3項第5号イ又は同項第7号イ</li> <li>・第68条の69第3項第5号イ又は同項第7号イ</li> </ul>	」	を	「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第5号イ</li> <li>又は第7号イ</li> <li>・第31条の2第2項第14号ハ</li> <li>・第62条の3第4項第14号ハ</li> <li>・第63条第3項第5号イ又は第7号イ</li> </ul>	」	に、「池田市長	様」を「(宛
---	---	---	---	---	--	---	---------	--------

先)池田市長」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「手続き」を「手続」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

様式第2号中「第3条第1項」を「第3条」に、

「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第5号イ</li> <li>又は同項第7号イ</li> <li>・第31条の2第2項第14号ハ</li> <li>・第62条の3第4項第14号ハ</li> <li>・第63条第3項第5号イ又は同項第7号イ</li> <li>・第68条の69第3項第5号イ又は同項第7号イ</li> </ul>	」	を	「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第5号イ</li> <li>又は第7号イ</li> <li>・第31条の2第2項第14号ハ</li> <li>・第62条の3第4項第14号ハ</li> <li>・第63条第3項第5号イ又は第7号イ</li> </ul>	」	に
---	---	---	---	---	--	---	---

改める。

様式第3号中「第3条第2項」を「第3条」に、

「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第5号イ</li> <li>又は同項第7号イ</li> <li>・第31条の2第2項第14号ハ</li> <li>・第62条の3第4項第14号ハ</li> <li>・第63条第3項第5号イ又は同項第7号イ</li> <li>・第68条の69第3項第5号イ又は同項第7号イ</li> </ul>	」	を	「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第5号イ</li> <li>又は第7号イ</li> <li>・第31条の2第2項第14号ハ</li> <li>・第62条の3第4項第14号ハ</li> <li>・第63条第3項第5号イ又は第7号イ</li> </ul>	」	に
---	---	---	---	---	--	---	---

改める。

様式第4号中

「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第6号又は第7号ロ</li> <li>・第31条の2第2項第15号ニ</li> <li>・第62条の3第4項第15号ニ</li> <li>・第63条第3項第6号又は同項第7号ロ</li> <li>・第68条の69第3項第6号又は同項第7号ロ</li> </ul>	」	を	「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第6号又は第7号ロ</li> <li>・第31条の2第2項第15号ニ</li> <li>・第62条の3第4項第15号ニ</li> <li>・第63条第3項第6号又は第7号ロ</li> </ul>	」	に、「池田市長
---	--	---	---	---	--	---	---------

様」を「(宛先)池田市長」に、「別紙1」を「別紙」に、「の総戸数」を「の場合にあつては、住宅の戸数(総戸数)」に改める。

様式第5号中「第7条第1項」を「第7条」に、

「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第6号又は第7号ロ</li> <li>・第31条の2第2項第15号ニ</li> <li>・第62条の3第4項第15号ニ</li> <li>・第63条第3項第6号又は同項第7号ロ</li> <li>・第68条の69第3項第6号又は同項第7号ロ</li> </ul>	」	を	「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第6号又</li> <li>・第31条の2第2項第15号</li> <li>・第62条の3第4項第15号</li> <li>・第63条第3項第6号又は第</li> </ul>	」
---	--	---	---	---	--	---

は第7号ロ  
 ニ  
 ニ  
 7号ロ

に、「および」を「及び」に改める。

「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第6号又は第7号ロ</li> <li>・第31条の2第2項第15号ニ</li> <li>・第62条の3第4項第15号ニ</li> </ul>	」	を	「	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第28条の4第3項第6号又</li> <li>・第31条の2第2項第15号</li> </ul>	」
---	---	---	---	---	--	---

様式第6号中「第7条第2項」を「第7条」に、  

$$\left( \begin{array}{l} \cdot \text{第63条第3項第6号又は同項第7号} \\ \text{ロ} \\ \cdot \text{第68条の69第3項第6号又は同項第} \\ \text{7号ロ} \end{array} \right) \text{を} \left( \begin{array}{l} \cdot \text{第62条の3第4項第15号} \\ \cdot \text{第63条第3項第6号又は第} \end{array} \right)$$

は第7号ロ  
 ニ  
 ニ  
 7号ロ  
 )  
 」  
 に改める。

附 則  
 (施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分に限る。）は、令和5年5月26日から施行する。  
 (経過措置)
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イ、第6号又は第7号イ若しくはロに基づく認定事務については、この規則による改正後の池田市優良宅地及び優良住宅認定事務施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市消防職員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第21号

池田市消防職員服制規則の一部を改正する規則

池田市消防職員服制規則（平成8年池田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1救助服（上衣）の項第2号イ中「一部に青色地を配し、オレンジ色文字」を「青色文字」に改める。

附 則  
 (施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
 (経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市消防職員服制規則に基づき貸与されている被服は、消防長が認める場合は、この規則の施行の日以後においても、これを用いることができる。

池田市委員会等に対する補助執行に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第22号

池田市委員会等に対する補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき市長の権限に属する事務のうち選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会が所管する事務に関して共通してあるものを補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 次の表に掲げる事務について、同表に定める職員に補助執行させるものとする。

事務	職員
予算の執行に関する事務	池田市事務決裁規則（昭和38年池田市規則第9号）の規定により次長の専決（次長による代
	選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び公平委員会の上席の事務職員

	決の場合を含む。)によるもの	
	池田市事務決裁規則の規定により課長の専決 (課長による代決の場合を含む。)によるもの	選挙管理委員会事務局課長、監査事務局 課長、公平委員会の次席の事務職員、固 定資産評価審査委員会の上席の書記及び 農業委員会事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関する規則をここに公布する。  
令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第23号

池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号。以下「給与条例」という。)附則  
第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 池田市職員の定年等に関する条例(昭和59年池田市条例第4号。以下「定年条例」という。)第6条各号に掲  
げる職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他  
の職への降任等(以下単に「他の職への降任等」という。)をされた職員であって、給与条例附則第21項に規定する異動日  
(以下単に「異動日」という。)の前日において特例任用職員(定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職  
を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例第13条第1項ただし書に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 給与条例第11条に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 給料表異動 給与条例第8条第1項に規定する給料表(以下単に「給料表」という。)の適用を異にする異動をいう。
- (7) 上限額 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和33年池田市規則第7号)第3条の規定により職員が属する職務の  
級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第1  
7条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に同項の規定により定  
められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成5年池田市規則第4号)第2条第1項に規定  
する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を  
切り捨てた額)をいう。
- (8) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第21項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第21項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げるもの
  - ア 異動日から特定日までの間に降格をした職員
  - イ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤  
務等を終了した職員を除く。)
  - ウ 異動日以後にその適用される号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間のその適用される給料表において給料月額の増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする  
条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前の給料月額が増額又は減額をされることをいう。以下同  
じ。)があつた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第23項の規定による給料の支給)

第4条 他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受  
けるもののうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日  
後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となつた職員にあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に  
特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」とい  
う。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に50円未満の端数を  
生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条におい

て「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動があったものとした場合(給料表異動が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後にその適用される号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員 任命権者の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間のその適用される給料表において給料月額の増額改定又は減額改定があった職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当するものに対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第23項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、異動日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(次条第1項各号のいずれかに該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもののうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員になったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合(給料表異動が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動が順次あり、同日から異動日の前日ま

でこれらの給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員自らの意思による申出を受けて行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後にその適用される号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員 任命権者の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間のその適用される給料表において給料月額の増額改定又は減額改定があった職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当するものに対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受けるもの(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間のその適用される給料表において給料月額の増額改定又は減額改定があった職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受けるものうち、給与条例附則第19項の規定の適用を受けるものであって、次に掲げるものには、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任等相当転任日以後にその号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員

第8条 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受けるもの（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間のその適用される給料表において給料月額の増額改定又は減額改定があった職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受けるものうち、給与条例附則第19項の規定の適用を受けるものであつて、次に掲げるものには、任命権者の定める日以後、任命権者の定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員自らの意思による申出を受けて行うものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後にその適用される号給を決定された職員又は任命権者の定めるこれに準ずる職員  
（この規則により難い場合の措置）

第9条 任命権者は、給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関し、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、市長の承認を経て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

池田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第24号

池田市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会に対する事務委任規則（昭和32年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則

第2条を削る。

第1条に見出しとして「（事務委任）」を付し、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる事務（次条第1項の規定により補助執行させる事務に関するものを除く。）は、教育委員会に委任するものとする。ただし、当該委任した事務について重要かつ異例のもの又は疑義のあるものは、市長の決裁を受けなければならない。

第1条各号中「事項」を「事務」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 池田市留守家庭児童会の管理運営に関すること。

第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。



(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を池田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に委任し、又は補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。本則に次の1条を加える。

(補助執行)

第3条 次に掲げる事務は、教育委員会に補助執行させるものとする。ただし、当該補助執行させる事務に関する決裁のうち、池田市事務決裁規則(昭和38年池田市規則第9号)に規定する市長の決裁事項に該当するものについては教育委員会及び担当副市長を経て市長の決裁を、同規則に規定する副市長の専決事項に該当するものについては教育委員会を経て担当副市長の決裁を受けなければならない。

(1) 教育委員会の所掌に係る事務(この項の規定により補助執行させる事務を含む。)に関する審査請求のうち市長が行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審査庁となるものについて当該審査庁が行うべき事務に関すること。

(2) 放課後児童健全育成事業の開始の受理等に関すること。

(3) 五月山緑地第1駐車場、猪名川緑地駐車場及び空港緑地グラウンド並びに都市公園の運動施設の管理運営に関すること。

2 住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に関する事務(引渡しの事務に限る。)の一部は、池田市立石橋図書館の窓口において、池田市立石橋図書館の職員に補助執行させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第2条第4号の規定により委任する事務について、令和5年4月1日以後の当該事務の実施に関し、同日前に市長に対し行われた申請等及び市長が行った処分は、それぞれ教育委員会に対し行われた申請等及び教育委員会が行った処分とみなす。ただし、当該みなされた申請等及び処分に関する審査請求については、なお従前の例による。

---

池田市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第25号

池田市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

池田市職員安全衛生規則(昭和49年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 安全管理(第5条—第11条)

第3章 衛生管理(第12条—第17条)

第4章 産業医(第18条・第19条)

第5章 健康管理(第20条—第38条)

第6章 作業主任者(第39条・第40条)

第7章 雑則(第41条)

附則

第3条中「総括安全衛生管理者」を「安全衛生管理責任者」に、「若しくは」を「及び」に、「、指示」を「及び指示」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「総括安全衛生管理者」を「安全衛生管理責任者」に改め、同条第2項中「前項の総括安全衛生管理者」を「安全衛生管理責任者」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第6条中「規定する事項」を「定めるもの」に改め、同条第1号中「必要に応じ」を「随時に」に、「、監督」を「及び監督」に改め、同条第2号中「池田市職員安全衛生委員会の意見を尊重し、」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第9条中「総括安全衛生管理者」を「職場における災害又は事故が発生したときは、安全衛生管理責任者」に、「事故発生の日」を「当該災害又は事故が発生した日」に改め、「事故発生の場合の」を削る。

第10条(見出しを含む。)、第16条(見出しを含む。)、第19条第2項及び第35条中「総括安全衛生管理者」を「安全衛生管理責任者」に改める。

第36条第1項中「まで」の次に「のいずれか」を加え、「総括安全衛生管理者」を「安全衛生管理責任者」に改め、同条第2項中「総括安全衛生管理者」を「安全衛生管理責任者」に改める。

第37条中「の規定により行った」を「に規定する」に改め、「健康診断により」の次に「疾病が」を加え、「者以外の者」を「職員以外の職員」に、「思われる職員」を「思われるもの」に、「者が」を「職員が」に、「すみやかに総括安全衛生管理者」を

「速やかに安全衛生管理責任者」に改める。

第7章を削る。

第42条の見出しを削り、第8章中同条を第41条とする。

第8章を第7章とする。

様式第2号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第2号(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式第2号(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

---

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第26号

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成19年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部第1号中「171,650円」を「172,550円」に改め、同部第2号中「75,290円」を「77,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の部第1号中「85,780円」を「86,280円」に改め、同部第2号中「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

---

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第27号

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

池田市営住宅条例施行規則(平成9年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号ア中「一時保護又は」を「一時保護、」に改め、「による保護」の次に「又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文の規定による保護」を加え、同号に次のように加える。

ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき婦人相談所(売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の婦人相談所をいう。)等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又はこれに準ずる者として市長が認める者

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第28条第3項の規定による通知は、その通知すべき事項を前項の規定により交付する入居承認書に記載して行うものとする。

第16条第2項中「同居に係る申請」を「規定による承認の申請(以下この項において「申請」という。)」に、「当該申請を承認することにより、当該入居者(同居者を含む。)に係る収入が条例第26条第1項第3号に規定する金額を超える」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 申請をした入居者若しくはその同居者又は当該申請により同居させようとする者の収入が条例第26条第1項第3号アからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定める金額を超えるとき。

(2) 申請により同居させようとする者が暴力団員であるとき。

様式第4号中「公団」を「都市機構」に、「同居者は、暴力団員ではありません」を「同居予定者は、現在及び将来にわたって暴力団員には該当しません。また、その該当について市が関係機関へ照会することに同意します」に改める。

様式第5号中 「※ 市営借上住宅アルビス五月ヶ丘は、池田市が独立行政法人都市再生機構から平成15年5月1日から令和5年(西暦2023年)4月30日までの20年間借り上げた住宅であることを承知し、借上期間満了日までに明け渡すことを誓約するものとする。」を 「※借上住宅に入居される方市営借上住宅を までの期間について、池田あるため、当該期間の満了

へ 「※ 市営借上住宅アルビス緑丘は、池田市が独立行政法人都市再生機構から平成22年12月1日から令和12年(西暦2030年)11月3日までの期間について、池田あるため、当該期間の満了日までに明け渡しをしなければなりません。」に改め、

生機構から平成20日までの20に明け渡すこと」

「③ 出生の場合

様式第10号中「③ 出生の場合：出生が確認できる書類(住民票、保険証、出生届出済証明書など)」を

注意事項

同居させたい者確認のため、下  
 同居させた

：出生が確認できる書類(住民票、保険証、出生届出済証明書など)

が暴力団員ではないことも同居の資格要件となります。に改める。

のチェック欄に☑してください。

い者は、現在及び将来にわたって暴力団員には該当しません。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第4号、様式第5号及び様式第10号の改正規定並びに次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式による書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

---

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第28号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則(令和2年池田市規則第42号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

大気観測局管理基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第29号

大気観測局管理基金管理規則を廃止する規則

大気観測局管理基金管理規則（平成12年池田市規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第30号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「室及び」を削り、同項の表を次のように改める。

部	課
総合政策部	政策企画課
	行政管理課
	財政課
	広報広聴課
	危機管理課
	公共建築課
	法制課
総務部	総務課
	秘書課
	人事課
	契約検査課
	課税課
	納税課
	債権回収センター
市民活動部	総合窓口課
	シティプロモーション課
	商工振興課
	人権・文化国際課
	コミュニティ推進課
	広域商工課
	広域人権課
福祉部	高齢・福祉総務課
	生活福祉課
	障がい福祉課
	介護保険課
	地域支援課
	国保・年金課
	保険医療課
	広域福祉課
子ども・健康部	子ども・若者政策課
	子育て支援課
	幼児保育課
	発達支援課
	健康増進課
	新型コロナワクチン対策課
	広域子育て支援課
	広域幼児育成課
まちづくり環境部	都市政策課

	環境政策課
	広域住宅課
	広域まちづくり課
	広域環境保全課
都市整備部	土木管理課
	交通道路課
	みどり農政課
	審査指導課
	広域公園みどり課
	広域風致緑政課
	広域指導課

第3条第1項の表を次のように改める。

施設名	所属部
休日急病診療所	子ども・健康部
業務センター	まちづくり環境部
クリーンセンター	

第5条第1項中「(市長公室長を含む。以下同じ。)、にぎわい戦略室ににぎわい戦略室長、高齢者政策推進室に高齢者政策推進室長及び課」を「を、課」に、「業務センター、クリーンセンター及び休日急病診療所」を「休日急病診療所、業務センター及びクリーンセンター」に改め、「館長又は」を削り、同条第2項中「危機管理監、広報報道監」を「広報報道監、危機管理監、検査監」に改め、「番号制度推進監、検査監及び」を削り、「まちづくり推進監」の次に「及びウォンバット企画監を」を加え、「副主任」を「副主任を」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項を削り、同条第2項第1号中「SDG s 政策企画課」を「政策企画課」に改め、同号ウ中「SDG s に基づく」を削り、同号コ中「部」を「総合政策部」に改め、同号クを同号タとし、同号ケ中「部」を「総合政策部」に改め、同号ケを同号ソとし、同号中クをセとし、キの次に次のように加える。

- ク 行財政改革の推進に関する事。
- ケ 行政評価に関する事。
- コ 情報化の推進に係る総合的企画に関する事。
- サ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事。
- シ 総合教育会議に関する事。
- ス 官民連携の推進に関する事。

第9条第2項第2号中「ICT戦略課」を「行政管理課」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同号オ中「情報システム・機器」を「情報システム及び情報機器」に改め、同号オを同号エとし、同号中カをオとし、キをカとし、カの次に次のように加える。

- キ 行政組織及び事務分掌に関する事。

第9条第2項第2号クを次のように改める。

- ク 市長の職務代理に関する事。

第9条第2項第2号に次のように加える。

- ケ 副市長の定数に関する事。
- コ 庶務担当主任に関する事。
- サ 行政協定に関する事。
- シ 市長その他の執行機関の権限に属する事務及び地方公営企業の業務の執行等に当たり要する執行機関及び地方公営企業の管理者との調整等相互の関係に関する事。
- ス 事務報告書の編集及び発行に関する事。
- セ 事務引継に関する事。
- ソ 附属機関に関する事。
- タ 指定管理者制度の運用に関する事。
- チ 出資法人に係る報告に関する事。
- ツ パブリックコメント手続に関する事。
- テ 行政手続制度の運用に関する事。
- ト 公印の管守に関する事。
- ナ 文書の統制、保存及び管理に関する事。
- ニ 郵便及び信書便に関する事。

- ヌ 市章、市旗及び市歌の使用許可に関する事。
- ネ 市の沿革に関する事。
- ノ 事務所の位置に関する事。
- ハ 市の休日に関する事。
- ヒ 皇室に関する事。

第9条第2項第3号オ及びカを次のように改める。

- オ アからエまでに掲げるもののほか、財政に関する事。
- カ ボートレース事業に関する事。

第9条第2項第4号を次のように改める。

(4) 広報広聴課

- ア 市政の普及宣伝に関する事。
- イ 広報いけだその他の広報刊行物の編集及び発行に関する事。
- ウ 報道機関との連絡及び資料提供に関する事。
- エ 市ホームページ、SNSその他のデジタルツールによる情報発信の企画立案及び運用に関する事。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、広報に関する事。
- カ 投書、陳情及び苦情の処理に関する事。
- キ カに掲げるもののほか、広聴に関する事。
- ク 市長の資産等の公開に関する事。
- ケ 審議会等の会議の公開に関する事。
- コ 個人情報保護制度の運用に関する事。
- サ 情報公開制度の運用に関する事。
- シ 情報公開・個人情報保護審査会に関する事。
- ス 行政相談、法律相談等に関する事。
- セ 市政の諸資料の収集及び整備に関する事。

第9条第2項第5号イ中「、例規」を「及び例規」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 危機管理課

- ア 防犯に関する事。
- イ 平和施策に関する事。
- ウ 市民安全委員会に関する事。
- エ 防災に関する事。
- オ 国民保護に関する事。
- カ 市の危機管理の統括に関する事。

(6) 公共建築課

- ア 市設建築物に係る建築の設計及び施工に関する事。
- イ 市設建築物に係る電気設備の設計及び施工に関する事。
- ウ 市設建築物に係る機械設備の設計及び施工に関する事。
- エ 市設建築物の保全計画の策定に関する事。
- オ 市設建築物の保全業務の調査及び指導に関する事。
- カ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の推進に関する事。
- キ 公共施設その他の公的資産の適正管理に係る計画の総合調整に関する事。
- ク PPP/PFI（指定管理者制度を除く。）に関する事。

第9条中第2項を第1項とし、同条第3項第1号エ中「および」を「及び」に改め、同号ツ中「編集発行」を「編集及び発行」に改め、同号タからトまでを削り、同号ナ中「部」を「総務部」に改め、同号ナを同号タとし、同号ニ中「部」を「総務部」に改め、同号ニを同号チとし、同項第6号イ中「債権管理条例」を「池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号）」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号カ中「、評価」を「及び評価」に、「（都市計画税を含む。以下同じ。）」を「及び都市計画税」に改め、同号コ中「及び軽自動車税等（以下「市税」という。）」を「、都市計画税、軽自動車税等」に、「取り扱い」を「取扱い」に改め、同号スを削り、同号セ中「その他」を「アからシまでに掲げるもののほか、」に改め、「こと」の次に「（他の課の所管に属する事項を除く。）」を加え、同号セを同号スとし、同号を同項第5号とし、同項第3号カ中「その他」を「アからオまでに掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号ツ中「被服」を「職員の被服」に改め、同号ネ中「所得税」を「職員の所得税」に改め、同号ヒを次のように改める。

- ヒ 職員の業務改善提案等に関する事。

第9条第3項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 秘書課

- ア 市長及び副市長の秘書に関する事。

- イ 市長及び副市長の交際及び渉外に関すること。
- ウ 市の儀式及び表彰に関すること。
- エ 市長及び副市長が使用する公用車の運用に関すること。
- オ 後援等による市長の名義の使用に関すること。

第9条中第3項を第2項とし、同条第4項中「市民活力部」を「市民活動部」に改め、同項第1号コ中「収納」を「徴収」に改め、同号中サを削り、シをサとし、スをシとし、同号セ中「収納」を「徴収」に改め、同号セを同号スとし、同号中ゾをセとし、タからテまでをソからツまでとし、同号ト中「並びにその手数料の収納」を削り、同号トを同号テとし、同号中ナをトとし、ニをナとし、同項第2号中「空港・観光課」を「シティプロモーション課」に改め、同号アを次のように改める。

ア シティプロモーションに関すること。

第9条第4項第2号中イからエまでを削り、オをイとし、カからケまでをウからカまでとし、同号コ中「その他」を「イからカまでに掲げるもののほか、」に改め、同号コを同号キとし、同号キの次に次のように加える。

- ク 大阪国際空港の航空機騒音対策及び周辺対策に関すること。
- ケ 大阪国際空港周辺都市対策協議会に関すること。
- コ 大阪国際空港周辺地域活性化連絡会に関すること。

第9条第4項第2号シ中「部」を「市民活動部」に改め、同号シを同号スとし、同号サ中「部」を「市民活動部」に改め、同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ ケ及びコに掲げるもののほか、大阪国際空港に係る各種協議会等に関すること。

第9条第4項第3号中「商工労働課」を「商工振興課」に改め、同号ア、イ及びク中「および」を「及び」に改め、同号サ中「その他」を「アからコまでに掲げるもののほか」に改め、同号チ中「及び関係機関」を「労働支援機関等」に改め、同号中テを削り、トをテとし、同項第4号イ中「啓発」を「人権啓発」に改め、同号カ及びキを次のように改める。

- カ 人権関係行政機関及び人権関係団体との連絡調整に関すること。
- キ 人権関係団体への補助金等に関すること。

第9条第4項第4号ニを次のように改める。

ニ 多文化共生に関すること。

第9条第4項第4号に次のように加える。

ノ 一般財団法人いけだ市民文化振興財団との連絡調整に関すること。

第9条第4項第5号を次のように改める。

#### (5) コミュニティ推進課

- ア 住民自治推進施策に関すること。
- イ 地縁による団体の認可に関すること。
- ウ 共同利用施設及び石橋会館の管理運営に関すること。
- エ コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- オ 特定非営利活動法人の設立の認証等に関すること。
- カ 公益活動の支援及び市民協働の推進に関すること。
- キ 公益活動関係機関との連絡調整に関すること。
- ク 市民活動交流センターの管理運営に関すること。

第9条第4項第6号アを次のように改める。

ア 池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する規約に基づき締結する協定書（以下「共同処理センター協定書」という。）に定める処理すべき事務

第9条第4項第6号イからエまでを削り、同項第7号アを次のように改める。

ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第4項第8号を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項第1号イ中「戦没者遺族等」を「戦没者の遺族等」に、「および」を「及び」に改め、同号ウを削り、同号エ中「育成」を「及び育成」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「児童委員」を「及び児童委員」に改め、同号オを同号エとし、同号中カをオとし、キをカとし、同号ク中「生きがい施策及び給付金等」を「敬老祝賀及び生きがい施策」に改め、同号クを同号キとし、同号中ケをクとし、同号コ中「提供及び要援護者等」を「及び提供並びに援護が必要な高齢者」に改め、同号コを同号ケとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 保健福祉総合センターの管理運営に関すること。

第9条第5項第1号中スを削り、シをスとし、サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 公益社団法人池田市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。

第9条第5項第1号ソ中「部」を「福祉部」に、「および」を「及び」に改め、同号ソを同号タとし、同号セ中「部」を「福祉部」に改め、同号セを同号ソとし、同号スの次に次のように加える。

セ 高齢者福祉その他の社会福祉に関すること（他の課の所管に属する事項を除く。）。

第9条第5項第2号エ中「の実施」を削り、同号オを次のように改める。

オ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。

第9条第5項第2号に次のように加える。

カ 生活保護受給者等進学支援事業に関すること。

キ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に関すること。

ク 行旅病人に関すること。

第9条第5項第3号エ中「各種手当、」を「障がい者の手当、障がい者及び障がい児の」に改め、同号オ中「啓発事業」を「障がい福祉に係る啓発事業」に改め、同号カ中「障がい者福祉情報」を「障がい福祉情報」に、「提供及び要援護者等」を「及び提供並びに援護が必要な障がい者及び障がい児」に改め、同号キ中「及び育成」を削り、同号ク中「運営」を「及び運営」に改め、同号サを次のように改める。

サ アからコまでに掲げるもののほか、障がい福祉に関すること。

第9条第5項第3号に次のように加える。

シ 自殺予防並びに自殺念慮を抱く者及び自殺者の遺族の相談に関すること。

第9条第5項第4号イ中「被保険者の」を「介護保険の被保険者の」に改め、同号ウ中「収納」を「徴収」に改め、同号キ中「介護報酬明細書」を「介護保険に係る介護報酬」に、「請求及び」を「及び支払、」に改め、同号ク中「その他介護保健事業」を「アからキまでに掲げるもののほか、介護保険事業」に改め、同項第5号シ中「その他」を削り、同号ス中「その他」を「アからシまでに掲げるもののほか、」に改め、同項第6号イ中「被保険者の」を「国民健康保険の被保険者の」に改め、同号ウからオまでの規定中「保険料」を「国民健康保険料」に改め、同号カ中「保険医療機関等」を「国民健康保険に係る保険医療機関等」に改め、同号キを次のように改める。

キ 国民健康保険の給付に関すること。

第9条第5項第6号ク中「診療報酬明細書」を「国民健康保険に係る診療報酬」に、「請求及び」を「及び支払、」に改め、同号中ケを削り、コをケとし、サをコとし、同号シ中「その他」を「アからコまでに掲げるもののほか、」に改め、同号シを同号サとし、同号中スをシとし、同項第8号アを次のように改める。

ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第5項第8号イからクまでを削り、同項を同条第4項とし、同条第6項第1号ウ中「調査・統計資料」を「調査資料及び統計資料」に改め、同号オ及びカを次のように改める。

オ 認定こども園及び保育所に係る認可等の経由事務に関すること。

カ 家庭的保育事業等に係る認可等に関すること。

第9条第6項第1号ケ中「部」を「子ども・健康部」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「部」を「子ども・健康部」に改め、同号クを同号コとし、同号中キをケとし、カの次に次のように加える。

キ 認可外保育施設に係る届出の受理等に関すること。

ク 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関すること。

第9条第6項第2号コを削り、同項第3号ア中「公立保育所」を「市立保育所」に改め、同号イ中「保育所等」を「認定こども園、保育所等」に改め、同号ウ中「幼保連携型認定こども園」を「市立幼保連携型認定こども園」に改め、同号オを次のように改める。

オ 私立の認定こども園、保育所、認可外保育施設等に関すること。

第9条第6項第3号コ中「私立幼稚園等」を「私立就学前教育・保育施設」に改め、同号ス中「公立幼稚園型認定こども園」を「市立幼稚園型認定こども園」に改め、同項第5号オ中「（新型コロナウイルス感染症を除く。）」を削り、同号シ中「その他」を「アからサまでに掲げるもののほか、」に改め、同項第6号イを削り、同項第7号アを次のように改める。

ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第6項第8号を削り、同項第9号アを次のように改める。

ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第6項第9号イを削り、同号を同項第8号とし、同項を同条第5項とし、同条第7項中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改め、同項第1号中ソ及びタを削り、セをタとし、クからスまでをコからソまでとし、同号キ中「国土利用計画法」の次に「（昭和49年法律第92号）」を加え、同号キを同号ケとし、同号中カをクとし、クの前に次のように加える。

キ 都市計画に係る各種審議会等に関すること。

第9条第7項第1号中オを削り、エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 空家等対策に関すること。

エ 空家等対策協議会に関すること。

第9条第7項第1号チ中「その他」を「オからタまでに掲げるもののほか、」に改め、同号ツ及びテ中「部」を「まちづくり環境部」に改め、同項第2号を次のように改める。

## (2) 環境政策課

ア 環境施策の計画立案、調査研究及び推進に関すること。

イ 池田市環境基本条例（平成28年池田市条例第40号）及び池田市環境保全条例（昭和53年池田市条例第14号）に係る連絡調整に関すること。



- ウ 環境審議会に関すること。
- エ ごみの減量及び再資源利用の推進に関すること。
- オ 集団回収の奨励に関すること。
- カ 業務センター及びクリーンセンターとの連絡調整に関すること。
- キ 環境美化運動に関すること。
- ク 産業廃棄物に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ケ 3R推進センターの管理運営に関すること。
- コ 飼犬登録及び飼犬等の飼育に関すること。
- サ 公害の検査及び分析に関すること。
- シ 公害（騒音関係、振動関係及び悪臭関係）の規制及び指導に関すること。
- ス 環境破壊に係る紛争の処理に関すること。
- セ 空き地及び資材置場等の管理指導に関すること。
- ソ 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可に関すること。
- タ 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

第9条第7項第3号及び第4号を削り、同項第5号アを次のように改める。

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第7項第5号イを削り、同号を同項第3号とし、同項第6号アを次のように改める。

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第7項第6号イからカまでを削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 広域環境保全課

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第7項第7号を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項第1号カ中「の占用」の次に「の許可」を加え、同号キ中「市道」を「市道等」に改め、同号サ中「の占用」の次に「の許可」を加え、同号ス中「河川等」の次に「及びその附属物」を加え、同号セ中「河川」を「河川等」に改め、同号に次のように加える。

- チ 地籍調査に関すること。

第9条第8項第2号サ中「その他」を「アからコまでに掲げるもののほか、」に改め、「こと」の次に「（他の課の所管に属する事項を除く。）」を加え、同号セを次のように改める。

- セ 道路事業及び交通施策に係る各種協議会等に関すること。

第9条第8項第2号タ中「及び支障物件等」を「支障物件等」に改め、同号テ中「（昭和49年法律第92号）」を削り、同号ニ中「部」を「都市整備部」に改め、同号ニを同号ノとし、同号ナに次のように加える。

- ニ 池田市再開発ビル株式会社との連絡調整に関すること。

- ヌ 池田駅南開発株式会社との連絡調整に関すること。

- ネ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に関すること。

第9条第8項第3号中「公園みどり課」を「みどり農政課」に改め、同号ア中「都市公園」の次に「（五月山緑地第1駐車場、猪名川緑地駐車場、空港緑地グラウンド、五月山体育館、テニスコート及び猪名川運動場を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号カ及びキ中「都市公園施設」を「都市公園の公園施設」に改め、同号ス中「その他」を「アからシまでに掲げるもののほか、」に改め、同号に次のように加える。

- ツ 森林の整備及び保全に関すること。

- テ 農林及び園芸の振興並びに技術改善に係る調査研究及び指導に関すること。

- ト 土地改良事業等に関すること。

- ナ 園芸作物その他農産物の生産に係る指導及び奨励に関すること。

- ニ 農業関係団体及び認定農業者並びに農業者の後継者の指導育成及び調整に関すること。

- ヌ 生産緑地の保全に関すること。

- ネ 米の生産調整に関すること。

- ノ 農用地区域内における開発行為の許可等に関すること。

- ハ テからノまでに掲げるもののほか、農林及び園芸の振興に関すること。

- ヒ 鳥獣被害に関すること。

第9条第8項第5号アを次のように改める。

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第8項第5号イを削り、同号を同項第6号とし、同項第4号アを次のように改める。

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条第8項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 審査指導課

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築行為の指導に関すること。

- イ 建築確認申請等の受付及び審査に関すること。
- ウ 建築物等の検査及び現場指導に関すること。
- エ 建築計画概要書の閲覧に関すること。
- オ 建築物等の許可及び認定に関すること。
- カ 建築物等の統計調査に関すること。
- キ 建築審査会に関すること。
- ク 特定建築物等の定期報告に関すること。
- ケ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく審査及び検査に関すること。
- コ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出並びに同法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。
- サ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく届出に関すること。
- シ 住宅金融支援機構の設計審査及び現場審査に関すること。
- ス 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定及び承認に関すること。
- セ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- ソ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定に関すること。
- タ 大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例（平成17年大阪府条例第101号）に基づく届出に関すること。
- チ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づく協議及び届出に関すること。
- ツ 既存民間建築物の耐震診断及び改修に関すること。
- テ 既存民間建築物のアスベスト対策に関すること。
- ト 建築等の相談及び指導に関すること。
- ナ 建築協定の指導に関すること。
- ニ 違反建築物に係る指導及び処分に関すること。
- ヌ 開発行為に伴う関係機関との連絡調整に関すること。
- ネ 道路の位置の指定に関すること。
- ノ 住宅建設等指導要綱に関すること。
- ハ 又からノまでに掲げるもののほか、開発指導に関すること。
- ヒ 池田市環境保全条例に基づく指定事業に関すること。
- フ 池田市ラブホテル建築規制条例（昭和58年池田市条例第20号）に関すること。
- ヘ 環境問題調整委員会に関すること。

第9条第8項に次の1号を加える。

(7) 広域指導課

ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第9条中第8項を第7項とし、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1項中「第9条及び第10条」を「第8条及び第9条」に、「、又は」を「又は」に、「とき」を「場合」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(池田市みんなでつくるまち推進会議規則の一部改正)
- 2 池田市みんなでつくるまち推進会議規則（平成18年池田市規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「SDGs政策企画課」を「政策企画課」に改める。  
(池田市地域分権の推進に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 池田市地域分権の推進に関する条例施行規則（平成19年池田市規則第39号）の一部を次のように改正する。  
第11条中「市長公室」を「市民活動部」に改める。  
(池田市事務決裁規則の一部改正)
- 4 池田市事務決裁規則（昭和38年池田市規則第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。  
第3条第3項中「まちづくり推進部長」を「都市整備部長」に改める。  
第4条第2項中「（商工及び観光の振興並びに空港の対策及び活性化に関する事項についてはにぎわい戦略室長、高齢者の地域における福祉の推進に関する事項については高齢者政策推進室長。以下同じ。）」を削る。  
(池田市公印規則の一部改正)
- 5 池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

- 別表の1一般公印の表中「市政相談課長」を「行政管理課長」に、「公園みどり課長」を「みどり農政課長」に改め、別表の2専用公印の表中「公園みどり課長」を「みどり農政課長」に、「商工労働課長」を「商工振興課長」に改める。  
(池田市共同処理事務専用公印規則の一部改正)
- 6 池田市共同処理事務専用公印規則(平成22年池田市規則第64号)の一部を次のように改正する。  
別表共同処理事務専用(1)池田市長之印の部及び共同処理事務専用(2)池田市長之印の部中「市政相談課長」を「行政管理課長」に改める。  
(池田市行財政改革推進委員会規則の一部改正)
- 7 池田市行財政改革推進委員会規則(平成25年池田市規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「行財政改革推進課」を「政策企画課」に改める。  
(池田市公共事業評価委員会規則の一部改正)
- 8 池田市公共事業評価委員会規則(平成25年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。  
(池田市公益活動促進に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 池田市公益活動促進に関する条例施行規則(平成13年池田市規則第29号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「市長公室」を「市民活動部」に改める。  
(池田市総合窓口課窓口業務等委託事業者選定評価委員会規則の一部改正)
- 10 池田市総合窓口課窓口業務等委託事業者選定評価委員会規則(平成27年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第5号を次のように改める。  
(5) 市民活動部長  
第6条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
(池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則の一部改正)
- 11 池田市国際交流員の勤務条件等に関する規則(令和元年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「室、所」を「課に相当する部署を含む。」に改める。  
(池田市職員の職の名称に関する規則の一部改正)
- 12 池田市職員の職の名称に関する規則(昭和50年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「(市長公室長)」及び「にぎわい戦略室長、高齢者政策推進室長、」を削り、「危機管理監、広報報道監」を「広報報道監、危機管理監、検査監」に改め、「番号制度推進監、検査監」を削り、「まちづくり推進監」の次に「ウォンバット企画監」を加える。  
(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 13 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の6級の項中「及び市長公室」及び「並びににぎわい戦略室長、高齢者政策推進室長」を削り、「危機管理監、広報報道監」を「広報報道監、危機管理監、検査監」に改め、「番号制度推進監、検査監」を削り、「まちづくり推進監」の次に「ウォンバット企画監」を加え、「業務センター所長、クリーンセンター所長及び休日急病診療所所長」を「休日急病診療所所長、業務センター所長及びクリーンセンター所長」に改め、同表の7級の項中「及び市長公室長」を削る。  
別表第4一般行政職の部中「(市長公室長)」及び「にぎわい戦略室長、高齢者政策推進室長、」を削る。  
(池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)
- 14 池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則(平成17年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
第4条第1項及び第2項各号中「市民活力部」を「まちづくり環境部」に改め、同条第3項中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
第6条第1号中「市民活力部」を「まちづくり環境部」に改める。  
(池田市庁舎管理規則の一部改正)
- 15 池田市庁舎管理規則(昭和38年池田市規則第24号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「室、所、局)の室」を「課に相当する部署を含む。以下同じ。)の室」に、「(室、所、局)の長」を「の長」に改める。  
第7条及び第8条中「(室、所、局)」を削る。  
(池田市事始め奨励金交付審査会規則の一部改正)
- 16 池田市事始め奨励金交付審査会規則(平成21年池田市規則第32号)の一部を次のように改正する。  
第8条中「市民活力部ににぎわい戦略室商工労働課」を「市民活動部商工振興課」に改める。  
(池田市総合福祉施策推進審議会規則の一部改正)
- 17 池田市総合福祉施策推進審議会規則(平成10年池田市規則第35号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市地域福祉計画策定委員会規則の一部改正)
- 18 池田市地域福祉計画策定委員会規則(平成25年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

- 第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会規則の一部改正)
- 19 池田市福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会規則(平成25年池田市規則第78号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市人権擁護推進審議会規則の一部改正)
- 20 池田市人権擁護推進審議会規則(平成10年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
(池田市男女共同参画審議会規則の一部改正)
- 21 池田市男女共同参画審議会規則(平成14年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
(池田市男女共同参画苦情処理委員会規則の一部改正)
- 22 池田市男女共同参画苦情処理委員会規則(平成15年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
(オーブ・池田賞選考委員会規則の一部改正)
- 23 オーブ・池田賞選考委員会規則(平成25年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
(池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 24 池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会規則(平成28年池田市規則第46号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 25 池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会規則(令和3年池田市規則第38号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市長公室」を「市民活動部」に改める。  
(池田市コミュニティセンター指定管理者評価委員会規則の一部改正)
- 26 池田市コミュニティセンター指定管理者評価委員会規則(平成25年池田市規則第30号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市長公室」を「市民活動部」に改める。  
(池田市石橋会館指定管理者評価委員会規則の一部改正)
- 27 池田市石橋会館指定管理者評価委員会規則(平成31年池田市規則第4号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市長公室」を「市民活動部」に改める。  
(池田市敬老会館及び養護老人ホーム白寿荘指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 28 池田市敬老会館及び養護老人ホーム白寿荘指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第32号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正)
- 29 池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会規則(平成25年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 30 池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則(令和元年池田市規則第11号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改める。  
(池田市葬祭場・桃園墓地・五月山霊園指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 31 池田市葬祭場・桃園墓地・五月山霊園指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第33号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力部」を「市民活動部」に改める。  
(池田市介護保険事業運営委員会規則の一部改正)
- 32 池田市介護保険事業運営委員会規則(平成12年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市介護保険システム構築事業者選定委員会設置規則の一部改正)
- 33 池田市介護保険システム構築事業者選定委員会設置規則(平成26年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。  
第11条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則の一部改正)
- 34 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則(平成25年池田市規則第20号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
(池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定委員会規則の一部改正)

- 35 池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定委員会規則（令和3年池田市規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
（池田市地域密着型サービス運営委員会規則の一部改正）
- 36 池田市地域密着型サービス運営委員会規則（平成25年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「高齢者政策推進室」を削る。  
（池田市企業育成室入居者審査会規則の一部改正）
- 37 池田市企業育成室入居者審査会規則（平成25年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第5号を次のように改める。  
（5）市民活動部商工振興課長  
第6条中「市民活力度にぎわい戦略室商工労働課」を「市民活動部商工振興課」に改める。  
（池田市商工業関係者表彰審査会規則の一部改正）
- 38 池田市商工業関係者表彰審査会規則（平成25年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第5号を次のように改める。  
（5）市民活動部長  
第6条中「市民活力度にぎわい戦略室商工労働課」を「市民活動部商工振興課」に改める。  
（池田市都市計画法施行細則の一部改正）
- 39 池田市都市計画法施行細則（平成16年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。  
第22条中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。  
（池田市都市公園条例施行規則の一部改正）
- 40 池田市都市公園条例施行規則（昭和39年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。  
第4条第3項中「都市整備部公園みどり課事務室」を「都市整備部みどり農政課事務室」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、五月山緑地第1駐車場、猪名川緑地駐車場、空港緑地グラウンド、五月山体育館、テニスコート及び猪名川運動場については、教育部生涯学習推進室社会教育課事務室とする。  
（池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正）
- 41 池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第34号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「公園みどり課」を「みどり農政課及び教育部生涯学習推進室社会教育課」に改める。  
（池田市建築基準法施行細則の一部改正）
- 42 池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第53条中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。  
（池田市建築審査会条例施行規則の一部改正）
- 43 池田市建築審査会条例施行規則（平成14年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。  
（池田市市民文化会館・カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正）
- 44 池田市市民文化会館・カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力度」を「市民活動部」に改める。  
（池田市ギャラリー指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正）
- 45 池田市ギャラリー指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力度」を「市民活動部」に改める。  
（池田市上方落語資料展示館指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正）
- 46 池田市上方落語資料展示館指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力度」を「市民活動部」に改める。  
（池田市環境審議会規則の一部改正）
- 47 池田市環境審議会規則（昭和53年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「市民活力度」を「まちづくり環境部」に改める。  
（池田市環境問題調整委員会規則の一部改正）
- 48 池田市環境問題調整委員会規則（昭和53年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。  
（池田市緑化推進委員会規則の一部改正）
- 49 池田市緑化推進委員会規則（昭和53年池田市規則第28号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「公園みどり課」を「みどり農政課」に改める。  
（池田市一般廃棄物処理業務等委託事業者選定委員会規則の一部改正）

- 50 池田市一般廃棄物処理業務等委託事業者選定委員会規則（平成26年池田市規則第33号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力部」を「まちづくり環境部」に改める。  
（池田市3R推進センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正）
- 51 池田市3R推進センター指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第39号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「市民活力部」を「まちづくり環境部」に改める。  
（池田市ラブホテル建築規制審議会規則の一部改正）
- 52 池田市ラブホテル建築規制審議会規則（昭和58年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改める。  
（池田市景観保全審議会規則の一部改正）
- 53 池田市景観保全審議会規則（平成8年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「公園みどり課」を「みどり農政課」に改める。  
（池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正）
- 54 池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「市長公室」を「市民活動部」に改める。  
（池田市市民安全委員会及び緊急特別委員会規則の一部改正）
- 55 池田市市民安全委員会及び緊急特別委員会規則（平成22年池田市規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第10条中「市長公室」を「総合政策部」に改める。

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第31号

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正）

第1条 池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「安全管理専門員」の次に「、統括主任主事（これに相当する職を含む。）」を加え、「、主任技師」を「（これに相当する職を含む。）」に改める。

（池田市辞令式の一部改正）

第2条 池田市辞令式（昭和47年池田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を第35号とし、第28号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、同条第27号中「再任用」を「定年前再任用」に、「（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第26号を第29号とし、第21号から第25号までを3号ずつ繰り下げ、第20号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 給与の7割措置 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）附則第19項の規定による給料（以下「措置基礎給料」という。）又はこれに加えて同条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料（以下「措置加算給料」という。）を支給することをいう。

第2条中第19号を第21号とし、第4号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 管理監督職勤務上限年齢による降任 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に同項本文の規定により降任をすることをいう。

(5) 異動期間 地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）をいう。

別表昇任降任の部の次に次のように加える。

管理監督職勤務 上限年齢による 降任	—	職名 氏名	地方公務員法第28条の2第1項の規定により（役職名）を命ずる ○○給料表○級○号給を支給する （所属）勤務を命ずる
異動期間の延長	—	職名 氏名	異動期間を○年○月○日まで延長する
	延長した異動期間 の繰上げ	職名 氏名	異動期間の期限を○年○月○日に繰り上げる

	延長した異動期間の満了	職名 氏名	延長した異動期間の満了により（役職名）を命ずる 〇〇給料表〇級〇号給を支給する （所属）勤務を命ずる
--	-------------	----------	--

別表昇給降給の部の次に次のように加える。

給与の7割措置	措置基礎給料	職名 氏名	池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定により月額 〇〇円を支給する
	措置基礎給料及び措置加算給料	職名 氏名	池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項及び第〇〇項の規定により月額〇〇円を支給する

別表再任用の部発令種目の欄中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同部常勤職員の項を削り、同部短時間勤務職員の項中「短時間勤務職員」を「採用」に、「再任用する」を「任ずる」に改め、同部任期更新の項及び任期の定めのない職員の項を削り、同部任期満了の項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

（池田市職員の定年等に関する規則の一部改正）

第3条 池田市職員の定年等に関する規則（昭和60年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市職員の定年等に関する条例施行規則

第1条中「第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等」を「の施行」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させ、又は同条第2項の規定により期限を延長することをいう。
- (2) 異動期間 条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 定年前再任用 条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。

第3条の見出しを「（勤務延長に係る職員の同意）」に改め、同条中「任命権者は、」を削り、「同条第4項」を「第4項」に改め、「を得ようとするとき」を削る。

第4条から第6条までを次のように改める。

（勤務延長に関する状況の報告）

第4条 任命権者は、毎年6月末までに、前年度における勤務延長に関する状況を市長に報告しなければならない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第5条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

（異動期間の延長に関する状況の報告）

第6条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度における条例第9条の規定による異動期間の延長に関する状況を市長に報告しなければならない。

本則に次の4条を加える。

（定年前再任用の申請）

第7条 定年前再任用を希望する者は、定年前再任用申請書（別記様式）をもって定年前再任用の申請を行うものとする。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第8条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
  - (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- （定年前再任用に関する状況の報告）

第9条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度における定年前再任用に関する状況を市長に報告しなければならない。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

様式第1号を次のように改め、同様式を別記様式とする。

（様式 略）

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成5年池田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第5条 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和2年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市職員休暇規則の一部改正)

第6条 池田市職員休暇規則(昭和50年池田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条中「再任用職員(法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員をいう。)又は再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第2条の3第1項第1号中「第2条第4号イ(7)」を「第2条第5号イ(7)」に改め、同条第2項第1号中「第2条第4号ア(7)」を「第2条第5号ア(7)」に改める。

(池田市職員の職の名称に関する規則の一部改正)

第8条 池田市職員の職の名称に関する規則(昭和50年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「副(館、園、所)長」を「副館(園、所)長」に、「主任主事、主任技師」を「統括主任主事(技師等)、主任主事(技師等)」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第9条 職員の退職管理に関する規則(平成28年池田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4級の項を次のように改める。

4級	1 副主幹、安全管理専門員及び主幹保育教諭の職務 2 消費生活センター所長、人権文化交流センター副館長及び保育所副所長の職務 3 農業委員会事務局長代理の職務 4 学校給食センター副所長、教育センター副所長、中央公民館副館長、図書館副館長及び石橋図書館副館長の職務 5 統括主任主事、統括主任社会福祉主事、統括主任生活指導員、統括主任技師、統括主任診療放射線技師、統括主任薬剤師、統括主任保健師、統括主任看護師、統括主任理学療法士、統括主任保育士、統括主任保育教諭、統括主任心理相談員、統括主任児童指導員、統括主任作業療法士、統括主任栄養士その他これらに相当する職務
----	---

(池田市一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例附則第5項及び第6項の規則で定める者を定める規則の一部改正)

第11条 池田市一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例附則第5項及び第6項の規則で定める者を定める規則(平成31年池田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 降格 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)第11条に規定する降格のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

第2条第3号ア中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第5号を削る。

第3条第4号を削る。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第12条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和33年池田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4備考1中「法第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)による改正前の法第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項から第4項まで」に改める。

(通勤手当支給規則の一部改正)

第13条 通勤手当支給規則(昭和33年池田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。



第7条の3第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第14条 期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和46年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市立保育所及び池田市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の勤務時間及び週休日の特例に関する規則の一部改正)

第15条 池田市立保育所及び池田市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の勤務時間及び週休日の特例に関する規則(令和3年池田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の再任用に関する条例施行規則の廃止)

第16条 職員の再任用に関する条例施行規則(平成13年池田市規則第44号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 整備条例 地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例(令和4年池田市条例第17号)をいう。

(2) 暫定再任用 整備条例附則第5項第4号に規定する暫定再任用をいう。

(3) 暫定再任用常勤職員 整備条例附則第28項に規定する暫定再任用常勤職員(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。)を除く。)をいう。

(4) 暫定再任用短時間勤務職員 整備条例附則第28項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員を除く。)をいう。

(改正後の池田市辞令式における暫定再任用に関する経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和14年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の池田市辞令

式別表の適用については、同表中

懲戒免職	—	職名 氏名	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒 処分として免職する
------	---	----------	---------------------------------------

とあるのは、

懲戒免職	—	職名 氏名	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒 処分として免職する
暫定再任用 (地方公務 員法等の一 部改正に伴 う職員の定 年引上げの ための関係 条例の整備 に関する条 例(令和4 年池田市条 例第17 号)附則第 5項第4号 に規定する 暫定再任用 をいう。)	常勤職員	氏名	池田市(職名)に暫定再任用する (役職名又は職務名)を命ずる ○○給料表○級を支給する(○○○○○円) (所属)勤務を命ずる 任期は○年○月○日までとする
	短時間勤務 職員	氏名	池田市(職名)に暫定再任用する (役職名又は職務名)を命ずる ○○給料表○級を支給する(○○○○○円) (所属)勤務を命ずる(週○○時間勤務) 任期は○年○月○日までとする
	任期更新	職名 氏名	暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する
	任期の定め のない職員	職名 氏名	任期の定めのない職員となった
	任期満了	職名 氏名	暫定再任用の任期の満了により職を解く

とする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

4 整備条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項及び第17項の規則で定める情報は、暫定再任用を希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(暫定再任用の手続)
- 5 暫定再任用を希望する者は、暫定再任用申請書(附則様式第1号)をもって暫定再任用の申請を行うものとする。
- 6 整備条例附則第9項(整備条例附則第12項、第15項及び第18項において準用する場合を含む。)に規定する同意は、暫定再任用の任期の更新に係る同意書(附則様式第2号)により得るものとする。
- 7 令和5年4月1日以後の期間における第16条の規定による廃止前の職員の再任用に関する条例施行規則第2条に規定する再任用について同規則第3条の規定により施行日前になされた申請及び同意は、当該期間における暫定再任用について附則第5項の規定によりなされた申請とみなす。  
(暫定再任用に関する状況の報告)
- 8 任命権者は、令和13年度までの各年度における暫定再任用に関する状況について、当該各年度の翌年度の6月末までに市長に報告しなければならない。  
(改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。  
(改正後の池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 10 施行日から令和14年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の規定の適用については、同規則第1条中「任期付短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員並びに地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例(令和4年池田市条例第17号)附則第28項に規定する暫定再任用短時間勤務職員」とする。  
(改正後の池田市職員休暇規則における暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の池田市職員休暇規則(以下「改正休暇規則」という。)第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正休暇規則の規定を適用する。
- 12 改正休暇規則第16条の規定は、暫定再任用常勤職員には適用しない。  
(改正後の職員の退職管理に関する規則における暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 13 施行日から令和14年3月31日までの間、第9条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第17条第2号の規定の適用については、同号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。  
(改正後の通勤手当支給規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 14 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の通勤手当支給規則第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。  
(改正後の期末手当及び勤勉手当支給規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 15 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当支給規則第3条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。  
(改正後の池田市立保育所及び池田市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の勤務時間及び週休日の特例に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 16 暫定再任用短時間勤務職員は、第15条の規定による改正後の池田市立保育所及び池田市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の勤務時間及び週休日の特例に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。  
(附則様式 略)

---

池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第32号

池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則

池田市職員の職の名称に関する規則(昭和50年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「危機管理監」の次に「、総括調整監」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正)
- 2 池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「危機管理監」の次に「、総括調整監」を加える。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の6級の項中「危機管理監」の次に「、総括調整監」を加える。

---

児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第33号

児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則(昭和60年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「徴収金に」の次に「当該月の初日から」を加え、「から当該月の末日」を「の前日」に改める。

別表第1(注)第4項第2号中「対し、」を「対して」に、「契約」を「ものに限る。）」に、「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に開始する助産の実施について適用し、同日前に開始した助産の実施については、なお従前の例による。

---

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第34号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則


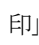
池田市留守家庭児童会条例施行規則(平成16年池田市規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「池田市長」を削る。

様式第2号中「池田市長」を「(宛先)」に改める。

様式第3号中「〃池田市役所」を「〃池田市」に、「池田市役所まで」を「事前に」に改め、「池田市役所での」を削り、「〓池田市役所」を「〓池田市」に改める。

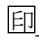

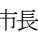
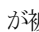
様式第3号の2中「市長の指定する」を「指定された」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「池田市長」を「」を「」に、「池田市役所」を「池田市」に改め、「TEL 563-8666」を「TEL 563-8666」に改める。

池田市

563-8666 池田市 に改める。

TEL

様式第6号から様式第10号までの規定中「池田市長」を「」を「」に、「池田市長に」を「」に改め、「として」の次に「(  が被告の代表者となります。 )」を加える。

様式第11号から様式第13号までの規定中「池田市長」を「(宛先)」に改める。

様式第14号中「池田市長」を削る。

様式第15号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規定による改正後の様式により提出された書類とみなす。



様式第3号及び様式第3号の2中「印」を削る。  
様式第3号の3中「印」を削り、「錆び」を「さび」に改める。  
様式第3号の4中「印」を削る。

様式第7号中「届出者 住所 氏名」を「届出者 住所 氏名」に、「住所 氏名」

「印 電話 ( )」を「住所 氏名 電話 ( )」に改め、

「の承諾」を削り、「本件屋外広告物の表示（設置）を承諾します。住所 氏名 印 電話 ( )」を「住所 氏名」

「電話 ( )」に、「当該路線名」を「該当路線名」に改め、「4 ①欄は、承諾を証する書面を添

付する場合は、記入を要しません。」及び「 ※ただし、第1面①欄に記入・押印がある場合は、不要」

を削る。  
様式第8号中「印」を削る。  
様式第9号中「印」を削り、「当該路線名」を「該当路線名」に改める。  
様式第10号中「印」を削る。  
様式第12号中「氏名 印」を「氏名」に改め、「備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

## 訓 令

池田市職員安全衛生委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和5年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第1号

池田市職員安全衛生委員会規程を廃止する訓令

池田市職員安全衛生委員会規程（昭和49年池田市訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

広報いけだ取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和5年3月31日

池田市訓令第2号

広報いけだ取扱規程等の一部を改正する訓令

(広報いけだ取扱規程の一部改正)

第1条 広報いけだ取扱規程(昭和28年池田市規程第14号)の一部を次のように改正する。

第1条(見出しを含む。)及び第3条の2第2項中「市長公室広報シティブロモーション課」を「総合政策部広報広聴課」に改める。

第4条中「市長公室長」を「総合政策部長」に改める。

(政策会議規程の一部改正)

第2条 政策会議規程(平成7年池田市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「市長公室長及び」を削る。

第7条中「SDGs政策企画課」を「政策企画課」に改める。

(庶務担当主任に関する規程の一部改正)

第3条 庶務担当主任に関する規程(昭和49年池田市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「行財政改革推進課」を「行政管理課」に改める。

(池田市庁舎防火・防災管理規程の一部改正)

第4条 池田市庁舎防火・防災管理規程(平成22年池田市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「、にぎわい戦略室長、高齢者政策推進室長」を削る。

別表地階の項及び1階の項中「市民活力部」を「市民活動部」に改め、同表2階の項中「若しくは高齢者政策推進室長」を削り、同表3階の項中「市長公室若しくは総合政策部」を「総合政策部若しくは総務部」に改め、同表4階の項中「市長公室」を「総合政策部」に改め、同表5階の項中「管理部」を「管理部に属する次長若しくは課長」に、「又は課長」を「、生涯学習推進室長若しくは課長」に改め、同表6階の項中「まちづくり推進部」を「まちづくり環境部」に改め、同表7階の項中「市民活力部」を「市民活動部」に改め、「、にぎわい戦略室長」を削る。

(池田市財産評価審査会規程の一部改正)

第5条 池田市財産評価審査会規程(昭和51年池田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「まちづくり推進部長」を「まちづくり環境部長」に改める。

(池田市一般廃棄物処理業審査会規程の一部改正)

第6条 池田市一般廃棄物処理業審査会規程(平成10年池田市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市民活力部」を「まちづくり環境部」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 市 議 会

---

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公表する。

令和5年3月30日

池田市議会議長 小林 義典

池田市議会規程第1号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、池田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年池田市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号  
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。  
(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項  
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）  
(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（様式第1号）を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、100人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書等)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第19条第2項に規定する補正の求めは、保有個人情報開示請求書の補正通知書（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居



所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（第27条第1項）（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（条例第27条第2項）（様式第9号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第10号）とし、議長が指定する期限までに提出がない場合は、提出の意思がないものとみなす。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書提出者への通知書（様式第11号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第2項の規定により議長が定める電磁的記録についての開示の方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付とする。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(開示請求に係る費用)

第18条 条例第30条第2項の費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用の納付方法は、開示請求に係る写しの作成に要する費用については現金又は郵便小為替により納付する方法とし、その作成した写しの送付に要する費用については現金又は郵便切手若しくは郵便小為替により納付する方法とする。

3 第1項の費用は、前納とする。

(訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)によるものとする。

2 条例第32条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報訂正請求書の補正通知書(様式第14号)により行うものとする。

(訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第15号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第16号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第17号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第22条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第18号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第19号)とする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第20号)によるものとする。

2 条例第39条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報利用停止請求書の補正通知書(様式第21号)により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第23号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第26条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第24号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第27条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第25号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第26号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年池田市議会規程第1号)の施行後遅滞なく」とする。

別表(第18条関係)

区分	単位	金額
乾式複写機による写し(モノクロ) (日本産業規格A列3番まで)	1枚	10円
乾式複写機による写し(カラー) (日本産業規格A列3番まで)	1枚	20円
その他の写し	1枚	作成に要する実費相当額
写しの送付	—	郵送料に相当する額

(様式 略)

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程を廃止する規程をここに公表する。

令和5年3月30日

池田市議会議長 小林 義典

池田市議会規程第2号

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程を廃止する規程  
池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（平成16年3月31日池田市議会規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 選 挙 管 理 委 員 会

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程をここに公表する。

令和5年3月30日

池田市選挙管理委員会委員長 明 石 巧

池田市選挙管理委員会規程第1号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（平成16年池田市選挙管理委員会規程第2号）の全部を改正する。

池田市選挙管理委員会が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 監 査 委 員

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程をここに公表する。

令和5年3月28日

池田市代表監査員 三 原 健 吾

池田市監査委員規程第1号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（平成16年池田市監査委員規程第2号）の全部を改正する。

池田市監査委員が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 公 平 委 員 会

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第1号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規則

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規則（平成16年池田市公平委員会規則第3号）の全部を改正する。

池田市公平委員会が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市公平委員会委員長 平山博史

池田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「（市長公室長を含む。）」、「にぎわい戦略室長、高齢者政策推進室長及び」及び「番号制度推進監」を削り、「まちづくり推進監」の次に「ウォンバット企画監」を加え、「SDGs政策企画課」を「政策企画課」に、「政策を担当する者」を「政策及び行財政改革を担当する者、行政管理課において行政管理を担当する者」に改め、「行財政改革推進課において行財政改革を担当する者」を削る。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 農 業 委 員 会

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程をここに公表する。

令和5年3月31日

池田市農業委員会会長 渡邊 博

池田市農業委員会規程第1号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規則（平成16年池田市農業委員会規程第2号）の全部を改正する。

池田市農業委員会が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程をここに公表する。

令和5年3月31日

池田市固定資産評価審査委員会委員長 北村 真

池田市固定資産評価審査委員会規程第1号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（平成16年池田市固定資産評価審査委員会規程第2号）の全部を改正する。

池田市固定資産評価審査委員会が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 池 田 病 院

---

市立池田病院処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年3月28日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第1号

市立池田病院処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「生活習慣病・糖尿病センター」を「糖尿病センター」に改める。

第3条を次のように改める。

（事務局の組織）

第3条 条例第4条に規定する事務局に次の課を置く。

- (1) 経営企画課
- (2) 人事課
- (3) 総務課
- (4) 医事課

第6条及び第7条を次のように改める。

（局等の分掌事務）

第6条 局等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 医務局
  - ア 患者の診療に関すること。
  - イ 臨床的研究に関すること。
  - ウ 診断書その他証明に関すること。
  - エ 各所属に属する物品の保管に関すること。
  - オ 所属職員の宿日直に関すること。
  - カ その他医務に関すること。
- (2) 救急総合診療部
  - ア 救急診療に関すること。
- (3) 中央手術部
  - ア 手術に関すること。
  - イ 材料管理に関すること。
- (4) がん治療センター部
  - ア 患者の診療に関すること。
  - イ 臨床的研究に関すること。
  - ウ がん治療センター部に属する物品の保管に関すること。
  - エ その他診断及び治療に関すること。
- (5) 共同診療部
  - ア 共同診療に関すること。
- (6) 薬剤部
  - ア 薬剤業務に関すること。
  - イ 薬剤部に属する物品の保管に関すること。
  - ウ 所属職員の宿日直に関すること。
- (7) 看護部
  - ア 患者の看護及び診療介助に関すること。
  - イ 病棟及び診療棟の衛生、保清及び管理に関すること。
  - ウ 患者の給食及び寝具に関すること。
  - エ 所属職員の教育指導に関すること。
  - オ 看護に関する文書及び諸記録の保管に関すること。
  - カ 看護部に属する物品の保管に関すること。
  - キ 所属職員の宿日直に関すること。
  - ク その他看護業務に関すること。
- (8) 医療技術部
  - ア 給食、調理、配膳、給食設備及び器材の衛生管理に関すること。
  - イ 栄養指導、栄養相談及び栄養管理に関すること。
  - ウ 医療技術業務に関すること。
  - エ 医療技術部に属する物品の保管に関すること。
  - オ 所属職員の宿日直に関すること。
- (9) 臨床研修部
  - ア 研修医に関すること。
  - イ 医師の研修に関すること。
- (10) 臨床研究管理部

ア 臨床試験及び倫理審査に関すること。

(11) 診療情報管理部

ア 診療録及びフィルム等の管理に関すること。

(12) 地域医療連携部

ア 病診連携に関すること。

イ 地域医療連携機関からの紹介患者の受入れに関すること。

ウ 退院患者の医療機関への紹介に関すること。

エ 医師会との連絡調整に関すること。

オ 入退院患者の支援に関すること。

カ 院内のベッドコントロールに関すること。

(13) 感染制御部

ア 感染対策に関すること。

イ その他感染制御に関すること。

(14) 医療安全・質管理部

ア 医療安全管理研修に関すること。

イ その他医療安全管理に関すること。

(事務局の分掌事務)

第7条 事務局における各課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 経営企画課

ア 病院事業管理者（以下「管理者」という。）及び病院長の秘書に関すること。

イ 病院事業に係る施策の企画、調整、計画の立案及び進行管理に関すること。

ウ 病院の組織及び業務の所管の調整に関すること。

エ 病院の広報に関すること。

オ 公印の看守に関すること。

カ コンピュータに係る院内システムの企画、調整及び維持管理に関すること。

キ 文書の收受、発送、保存及び処理に関すること。

ク 寄附に関すること。

ケ 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。

コ 予算及び決算に関すること。

サ 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

シ 財政計画及び資金計画に関すること。

ス 企業債及び一時借入金に関すること。

セ 資産の管理に関すること。

ソ その他経理に関すること。

タ 病院関係団体等との連絡及び調整に関すること。

チ 事務局の庶務及び連絡調整に関すること。

ツ 他の課に属さないこと。

(2) 人事課

ア 職員の任免、分限、懲戒その他身分取扱いに関すること。

イ 勤務条件及び服務に関すること。

ウ 給与、旅費及び報酬に関すること。

エ 公務災害補償及び労働安全衛生に関すること。

オ 共済組合等に関すること。

カ 福利厚生に関すること。

キ 労働組合に関すること。

ク 被服の貸与に関すること。

ケ 院内保育所の運営に関すること。

コ 看護師等修学資金貸与に関すること。

サ 職員の研修に関すること。

(3) 総務課

ア 入札、契約及び検査に関すること。

イ 医療機器及び備品その他物品の調達、検収、出納、保管及び処分に関すること。

ウ 貯蔵品の出納及び保管に関すること。

エ 病院の施設及び附属設備の管理に関すること。

- オ 図書室の管理に関する事。
- カ 公用車の管理及び運用に関する事。
- キ 駐車場の管理及び運営に関する事。
- ク 電話交換業務に関する事。
- ケ 普通財産の取得、貸付け及び処分並びに行政財産の管理の調整に関する事。
- コ 防火及び防災に関する事。
- サ 院内の秩序の維持に関する事。
- シ その他施設の管理及び運用に関する事。

(4) 医事課

- ア 医師会及び保健所との連絡調整に関する事。
- イ 診療契約に関する事。
- ウ 入院及び外来の診療事務に関する事。
- エ 健康保険診療報酬等の請求に関する事。
- オ 健康診断及び予防接種等の保健衛生に関する事。
- カ 医事相談窓口に関する事。
- キ 診療録及び診療報酬請求明細書の開示に関する事。
- ク 医療訴訟に関する事。
- ケ 未収金督促及び徴収整理に関する事。
- コ 患者輸送及び患者輸送車に関する事。
- サ 医事統計に関する事。
- シ その他医事に関する事。

第10条の見出し中「専決」の次に「事項」を加える。

第11条を次のように改める。

(事務局長、次長、経営企画課長、人事課長、総務課長及び医事課長の専決事項)

第11条 事務局長、次長、経営企画課長、人事課長、総務課長及び医事課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 事務局長専決事項

- ア 所属職員の諸給与金の支出に関する事。
- イ 市立池田病院の使用及び占有に関する事。
- ウ 軽易定例または既定標準による納金奨励金、繰替金、交付金、保険料その他これに準ずるものの支出及び定例的な医薬品材料の買入れに関する事。
- エ 購入価格1件5,000,000円未満の不用品の売却に関する事。
- オ 予算範囲内の1件1,000,000円以上5,000,000円未満の事業などの施行、1件5,000,000円以上の支出命令に関する事及び1件500,000円以上の支出に対する戻入命令に関する事。ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。
- カ 入札予定価格の決定に関する事。
- キ 予算各目の流用に関する事。
- ク 事務事業上において、必要を生じた関係者の招致に関する事。
- ケ 文書の保管及び保存に関する事。
- コ 軽易な文書の経由、進達、伝達及び副申に関する事。ただし、医療関係文書類は除く。
- サ 軽易または定例的な各種行事の施行に関する事。
- シ 納付書の発行に関する事。
- ス 次長及び課長の休暇、早退、欠勤の承認及び日帰り出張に関する事。
- セ 職員(課長以上を除く。)の宿泊を要する出張に関する事。
- ソ 池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号)及び池田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年池田市条例第24号)に基づく開示請求に係る開示又は非開示の決定に関する事。

(2) 次長専決事項

- ア 前号のうち、あらかじめ事務局長が指定した事項及び定例的な事項に関する事。

(3) 経営企画課長専決事項

- ア 予算範囲内の1件1,000,000円未満の事業等の施行、1件5,000,000円未満の支出命令に関する事及び1件500,000円未満の支出に対する戻入命令に関する事。ただし、医療器械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。
- イ 定例または軽易な文書の処理に関する事。ただし、医療関係文書類のものは除く。
- ウ 文書の收受及び発送に関する事。
- エ 郵便料の受払に関する事。

- オ 所属職員の日帰り出張に関する事。
- カ 所属職員の時外勤務命令に関する事。
- キ 所属職員の出勤状況確認及び休暇に関する事。

(4) 人事課長専決事項

- ア 定例の諸証明、諸報告及び諸願届の処理に関する事。
- イ 予算範囲内の1件1,000,000円未満の事業などの施行、1件5,000,000円未満の支出命令に関する事及び1件500,000円未満の支出に対する戻入命令に関する事。ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。
- ウ 扶養親族の認定に関する事。
- エ 通勤手当、住居手当及び児童手当等の受給資格の認定に関する事。
- オ 所属職員の日帰り出張に関する事。
- カ 所属職員の時外勤務命令に関する事。
- キ 所属職員の出勤状況確認及び休暇に関する事。

(5) 総務課長専決事項

- ア 予算範囲内の1件1,000,000円未満の事業などの施行、1件5,000,000円未満の支出命令に関する事及び1件500,000円未満の支出に対する戻入命令に関する事。ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。
- イ 事務用品及び消耗品などの保管、保管換え及び交付に関する事。
- ウ 乗用車に関する事。
- エ 所属職員の日帰り出張に関する事。
- オ 所属職員の時外勤務命令に関する事。
- カ 所属職員の出勤状況確認及び休暇に関する事。

(6) 医事課長専決事項

- ア 納付書の発行に関する事。
- イ 料金の督促状発布に関する事。
- ウ 料金の過誤納金の還付充当に関する事。
- エ 救助車および輸送車に関する事。
- オ 予算範囲内の1件1,000,000円未満の事業などの施行、1件5,000,000円未満の支出命令に関する事及び1件500,000円未満の支出に対する戻入命令に関する事。ただし、医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。
- カ 所属職員の日帰り出張に関する事。
- キ 所属職員の時外勤務命令に関する事。
- ク 所属職員の出勤状況確認及び休暇に関する事。

第17条中「第1条第1項」を「第1条」に、「おく」を「置く」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程をここに公表する。

令和5年3月28日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第2号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（昭和63年池田市病院管理規程第1号）の全部を改正する。

池田市病院事業管理者が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年3月31日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第3号



市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加える。

第4条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日以降にある職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）を除く。

附則別表中 

職員の区分	職務の級	3級の2
	号給	給料月額

 を 

号給	給料月額
----	------

 に、「再任用職員以外の職員」

を「3級の2職員」に改め、同表再任用職員の項を削る。

別表第1の（ア）の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務給料月額算出率」という。）を乗じて得た額とする。

別表第2の（ア）の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師で規程に定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に短時間勤務給料月額算出率を乗じて得た額とする。

別表第2の（イ）の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表は、病院に勤務する医療技術員で規程に定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に短時間勤務給料月額算出率を乗じて得た額とする。

別表第2の（ウ）の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表は、病院に勤務する看護師（助産師及び准看護師を含む。）で規程に定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に短時間勤務給料月額算出率を乗じて得た額とする。

別表第2の2を次のように改める。

別表第2の2（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600	

13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400

70	215,800	253,100	282,500	311,300
71	216,100	253,500	283,300	311,800
72	216,400	253,900	284,000	312,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100
75	217,400	255,000	286,300	313,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000
77	218,200	255,800	287,700	314,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500
79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	321,000
103	228,900	263,500	299,500	321,300
104	229,300	263,800	299,800	321,500
105	229,700	264,000	300,100	321,700
106	230,200	264,200	300,500	322,000
107	230,500	264,500	300,900	322,300
108	230,900	264,700	301,300	322,500
109	231,100	265,000	301,600	322,700
110	231,500	265,300	302,000	323,000
111	232,000	265,600	302,400	323,300
112	232,400	265,800	302,700	323,500
113	232,600	266,000	302,900	323,700
114	233,100	266,300	303,200	324,000
115	233,600	266,500	303,500	324,300
116	234,100	266,700	303,700	324,500
117	234,400	267,000	303,900	324,700
118	234,800	267,300	304,200	325,000
119	235,200	267,600	304,500	325,300
120	235,600	267,900	304,700	325,500
121	236,000	268,100	304,900	325,700
122		268,300	305,200	326,000
123		268,600	305,500	326,300
124		268,900	305,700	326,500
125		269,100	305,900	326,700
126		269,300	306,200	327,000

	127		269,600	306,500	327,300	
	128		269,900	306,700	327,500	
	129		270,100	306,900	327,700	
	130		270,300	307,200	328,000	
	131		270,600	307,500	328,300	
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

- この表は、技能職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に短時間勤務給料月額算出率を乗じて得た額とする。

別表第3の(ア)の表4級の項中「副主幹」の次に「、統括主任主事、統括主任技師」を加える。

別表第7の4中「経験年数の換算は特に定める場合を除き学歴、免許等の資格取得後の勤務年数につき実状に応じてこの表に従って月計算をもつて行なうものとする。」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- この表において、「地方公務員」とは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の適用を受ける者のうち、常時勤務を要する職にあるもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正前の法第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。）並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者をいう。
- 経験年数の換算は、特に定める場合を除き学歴、免許等の資格取得後の勤務年数につき実状に応じてこの表に従って月計算をもつて行なうものとする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第3条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（令和4年池田市条例第17号）附則第8項に規定する暫定再任用職員のうち改正後の給与規程の適用を受けるものをいう。以下同じ。）には適用しない。
- 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与規程第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第2条第1項各号（第1号イ及び第2号エを除く。）に掲げる給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、当該暫定再任用職員が短時間勤務の職にある場合は、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

市立池田病院企業職員の職の名称に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年3月31日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第4号

市立池田病院企業職員の職の名称に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の職の名称に関する規程（昭和50年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「副主幹」の次に「、統括主任主事、統括主任技師」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の名札に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年3月31日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第5号

市立池田病院企業職員の名札に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の名札に関する規程（平成23年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 上 下 水 道 部

---

池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増井 文典

池田市上下水道管理規程第1号

池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部処務規程（平成21年上下水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1号中テをホとし、ツの次に次のように加える。

- テ 水道使用量の計量及び認定に関すること。
- ト 上下水道使用料の調定に関すること。
- ナ 上下水道使用料納入通知書の発行に関すること。
- ニ 上下水道使用料の収納、滞納整理及び不納欠損処分に関すること。
- ヌ 給水の停止処分に関すること。
- ネ 上下水道使用量の査定に関すること。
- ノ 上下水道使用料の過誤納金の還付に関すること。
- ハ 集合住宅に係る契約に関すること。
- ヒ 所管する定例的な手数料、受託事業その他収入の収納事務に関すること。
- フ 開閉栓、名義変更及び用途変更の受付に関すること。
- ヘ 量水器の取替計画及び取替の施工に関すること。

第5条第2号ウ中「補助申請」を「補助申請全般」に改め、同号エ及びオ中「事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同号カ中「下水道の供用開始」を「水利使用及び継続」に改め、同条第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中キ及びクを削り、ケをキとし、コを削り、サをクとし、シからヌまでをケからトまでとし、同号を同条第4号とし、同条第6号中ケをサとし、クをケとし、ケの次に次のように加える。

コ 受託工事に関すること。

第5条第6号中キの次に次のように加える。

ク 所管に属する補助事業の調整に関すること。

第5条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号エ中「所管に属する補助事業の調整」を「下水道事業の補助申請」に改め、同号中スをソとし、シをストし、スの次に次のように加える。

セ 下水道の供用開始に関すること。

第5条第8号サ中「排水指導」の次に「及び排水指導記録並びに記録台帳の保管」を加え、同号サを同号シとし、同号中コをサとし、カからケまでをキからコまでとし、オの次に次のように加える。

カ 受託工事に関すること。

第5条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第6条第1号ナ中「池田市個人情報保護条例」を「池田市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 総務課長専決事項

- ア 貯蔵品の管理及び受払に関すること。
- イ 上下水道使用量の計量及び認定に関すること。
- ウ 所管する定例的な上下水道使用料その他収入の調定、納入通知書の発行及び督促並びに過誤納金の還付に関すること。

エ 開栓、閉栓及び名義変更の手続きに関すること。

オ 量水器の取替指令及び施工に関すること。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第2号

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

池田市水道事業給水条例施行規程（平成10年4月1日水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規程は、適用しない。

3 前項の場合において、管理者が必要と認めたときは、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第3号

池田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

池田市下水道条例施行規程（平成21年4月1日上下水道管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第4号の規程は、適用しない。

4 前項の場合において、管理者が必要と認めたときは、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程をここに公表する。

令和5年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第4号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（平成16年池田市水道管理規程第2号）の全部を改正する。

上下水道事業管理者が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会

---

池田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月25日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第1号

池田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会公告式規則（昭和27年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「公布しようとする規則を掲げ、その末尾に」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月25日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第2号

公民館条例施行規則の一部を改正する規則

公民館条例施行規則（昭和39年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「代行」を「代理」に改める。

第5条第2項第1号及び第2号中「ギャラリーA又はギャラリーB」を「ギャラリーA、ギャラリーB及び展示室」に改め、同項第3号中「ギャラリーA及びギャラリーB」を「ギャラリーA、ギャラリーB及び展示室」に改める。

第7条第1項第3号中「ギャラリー」を「ギャラリー及び展示室」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
  - 2 この規則の施行の日以後の展示室の使用に関する申請、許可その他の行為は、同日前においても、この規則による改正後の公民館条例施行規則の規定の例により行うことができる。
- 

池田市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月25日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第3号

池田市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市教育センター条例施行規則（平成24年池田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市就園奨励基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月15日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第4号

池田市就園奨励基金条例施行規則の一部を改正する規則

池田市就園奨励基金条例施行規則（昭和51年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「始期2年前」を「始期3年前」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月15日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第5号

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則（令和2年池田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号」に改め、同条第2号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第6号

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成7年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条の表を次のように改める。

部	室	課	
管理部	—	教育総務課	
	—	学務課	
教育部	—	教育政策課	
	—	教職員課	
	—	学校教育推進課	
	生涯学習推進室	—	社会教育課
		—	地域教育課
	—	広域学校生活支援課	

第4条第1項中「部長」の次に「、室に室長」を加える。

第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条の表を次のように改める。

教育機関名	所属課等
くれば音楽堂	社会教育課
総合スポーツセンター	
青少年野外活動センター	地域教育課
水月児童文化センター	
五月山児童文化センター	
児童館	

第12条を第14条とする。

第11条の表を次のように改める。

教育機関名	所属部
学校給食センター	管理部
教育センター	教育部

第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（生涯学習推進室が主管する教育機関）

第13条 生涯学習推進室が主管する教育機関は、次のとおりとする。

- (1) 中央公民館
- (2) 図書館
- (3) 石橋図書館
- (4) 歴史民俗資料館

第10条を第11条とする。

第9条第1号中エを削り、オをエとし、同条第4号中「生涯学習推進課」を「社会教育課」に改め、同号キ中「社会教育関係施設（中央公民館、図書館、石橋図書館、歴史民俗資料館及びくれば音楽堂をいう。以下同じ。）、青少年教育施設（水月児童文化センター、五月山児童文化センター、児童館及び青少年野外活動センターをいう。以下同じ。）及び社会体育施設（総合スポーツセンタ



一をいう。以下同じ。)」を「生涯学習推進室」に改め、同号ク中「社会教育関係施設、青少年教育施設及び社会体育施設」を「生涯学習推進室」に改め、同号に次のように加える。

サ 五月山緑地第1駐車場、猪名川緑地駐車場、空港緑地グラウンド、五月山体育館、テニスコート及び猪名川運動場の管理運営に関すること。

第9条に次の2号を加える。

(5) 地域教育課

ア 青少年健全育成の企画及び振興に関すること。

イ 青少年及び青少年団体の指導育成に関すること。

ウ 教育コミュニティづくりに関すること。

エ 放課後児童健全育成事業に関すること(次号アに掲げるものを除く。)

オ 青少年教育施設(水月児童文化センター、五月山児童文化センター、児童館及び青少年野外活動センターをいう。)の管理運営に関すること。

(6) 広域学校生活支援課

ア 社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)開始の受理等に関すること。

第9条を第10条とし、第8条の前の見出しを削り、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「(各課の事務分掌)」を付する。

第7条の次に次の1条を加える。

(生涯学習推進室の事務分掌)

第8条 教育部生涯学習推進室の分掌する事務は、生涯学習及び青少年健全育成に関する事項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。  
(池田市教育委員会処務規則の一部改正)
- 2 池田市教育委員会処務規則(昭和38年池田市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2号中「次長」の次に「、生涯学習推進室長」を加える。  
別表事務局の項中「次長」の次に「、生涯学習推進室長」を加える。  
(池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則の一部改正)
- 3 池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則(昭和50年池田市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項の表事務局の項中「次長」の次に「、生涯学習推進室長」を加える。  
(池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正)
- 4 池田市立総合スポーツセンター条例施行規則(昭和52年池田市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第23条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室社会教育課」に改める。  
(池田市文化財保護審議会規則の一部改正)
- 5 池田市文化財保護審議会規則(昭和53年池田市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第9条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室社会教育課」に改める。  
(池田市社会教育委員会条例施行規則の一部改正)
- 6 池田市社会教育委員会条例施行規則(平成23年池田市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第4条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室社会教育課」に改める。  
(池田市史編纂委員会規則の一部改正)
- 7 池田市史編纂委員会規則(平成25年池田市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室社会教育課」に改める。  
(池田市水月児童文化センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 8 池田市水月児童文化センター指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室地域教育課」に改める。  
(池田市五月山児童文化センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 9 池田市五月山児童文化センター指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室地域教育課」に改める。  
(池田市児童館指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 10 池田市児童館指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室地域教育課」に改める。
- 11 池田市市民スポーツ振興協議会規則(平成28年池田市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「生涯学習推進課長」を「生涯学習推進室社会教育課長」に改める。

第7条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室社会教育課」に改める。

(池田市歴史文化基本構想策定業務事業者選定委員会規則の一部改正)

12 池田市歴史文化基本構想策定業務事業者選定委員会規則(平成28年池田市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「生涯学習推進課」を「生涯学習推進室社会教育課」に改める。

---

池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第7号

池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則

池田市特別支援教育検討委員会規則(平成25年池田市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 医師

第3条第2項第5号中「その者が指名する幼保連携型認定こども園に属する職員」を「その者が指名する当該園に属する職員」に改め、同項第8号中「学校園」を「学校」に改め、同号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 池田市立幼稚園型認定こども園長又はその者が指名する当該園に属する職員

(7) 子ども・健康部幼児保育課長又はその者が指名する当該課に属する職員

第6条中「池田市教育センター」を「教育部教育政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第8号

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(令和3年池田市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書、第4条及び第7条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則の一部改正)

第2条 社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則(昭和49年池田市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改める。

第2条第2項及び同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部改正)

第3条 池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則(令和3年池田市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第8項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第33条中「再任用職員(法第28条の4第1項の規定により採用された職員をいう。 )又は再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(令和3年池田市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「法第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。 )による改正前の法第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項又は改正法附則第4条第1

項若しくは第2項若しくは第5条第1項から第4項まで」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則(令和3年池田市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4級の項中「主幹養護教諭及び主幹栄養教諭」を「主幹養護教諭、主幹栄養教諭、統括主任教諭、統括主任養護教諭及び統括主任栄養教諭」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部改正)

第6条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則(令和3年池田市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第7条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(令和3年池田市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項の表(3)副園長、主幹教諭、主幹養護教諭又は主幹栄養教諭の職の項中「主幹養護教諭又は主幹栄養教諭の職」を「主幹養護教諭、主幹栄養教諭の職又はこれに相当する職」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第8条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(令和3年池田市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 義務教育等教員特別手当の月額額は、職員の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和2年池田市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条第2項中「池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和2年池田市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

別表第1及び備考中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市教育委員会処務規則の一部改正)

第9条 池田市教育委員会処務規則(昭和38年池田市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表事務局の項中「指導主事」の次に「、統括主任主事、統括主任技師」を、認定こども園の項中「主幹栄養教諭」の次に「、統括主任教諭、統括主任養護教諭、統括主任栄養教諭」を、事業所の項中「指導主事」の次に「、統括主任主事、統括主任技師」を加える。

(池田市立幼稚園型認定こども園教員辞令式規則の一部改正)

第10条 池田市立幼稚園型認定こども園教員辞令式規則(昭和47年池田市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「主幹栄養教諭」の次に「、統括主任教諭、統括主任養護教諭、統括主任栄養教諭」を加える。

別表昇格降格の部の次に次のように加える。

管理監督職勤務 上限年齢による 降任	—	職名 氏名	地方公務員法第28条の2第1項の規定により池田市立認定こども園〇〇幼稚園(補職名)に補する 教育職給料表を適用し〇級〇号給を給する
異動期間の延長	—	職名 氏名	異動期間を〇年〇月〇日まで延長する
	延長した異動期間 の期限の繰上げ	職名 氏名	異動期間の期限を〇年〇月〇日に繰り上げる
	延長した異動期間 の満了	職名 氏名	延長した異動期間の満了により池田市立認定こども園〇〇幼稚園(補職名)に補する 教育職給料表を適用し〇級〇号給を給する

別表昇給降給の部の次に次のように加える。

給与の7割措置	措置基礎給料	職名 氏名	池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第19項の規定により月額〇〇円を支給する
	措置基礎給料及び措置加算給料	職名 氏名	池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第19項及び第〇〇項の規定により月額〇〇円を支給する

別表定年退職の部の次に次のように加える。

勤務延長		職名 氏名	〇年〇月〇日まで勤務延長する
	期限延長	職名 氏名	勤務延長の期限を〇年〇月〇日まで延長する
	期限繰り上げ	職名 氏名	勤務延長の期限を〇年〇月〇日に繰り上げる
	期限到来	職名 氏名	勤務延長の期限の到来により職を解く
異動期間延長	—	職名 氏名	異動期間の期限を〇年〇月〇日までを延長する
	期限繰り上げ	職名 氏名	異動期間の期限を〇年〇月〇日に繰り上げる

別表再任用の部発令種目の欄に「再任用」を「定年前再任用」に改め、同部常勤職員の項を削り、同部短時間勤務職員の項中「短時間勤務職員」を「採用」に、「再任用」を「任命」に改め、同部任期更新の項を削り、同部任期満了の項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

(池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則の一部改正)

第11条 池田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の職の名称に関する規則(昭和50年池田市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表事務局の項中「主任主事、主任技師」を「統括主任主事(技師等)、主任主事(技師等)」に改め、同表教育機関の項第1号中「主任主事、主任技師」を「統括主任主事(技師等)、主任主事(技師等)」に改め、同項第2号中「主幹栄養教諭」の次に「統括主任教諭、統括主任養護教諭、統括主任栄養教諭」を加える。

(池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第12条 池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成7年池田市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「副主幹」の次に「統括主任主事(これに相当する職を含む。)」を加え、「主任技師」を「(これに相当する職を含む。)」に改める。

第15条第4項中「副主幹」の次に「統括主任主事(これに相当する職を含む。)」を加え、「主任技師」を「(これに相当する職を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 整備条例 地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例(令和4年池田市条例第17号)をいう。

(2) 暫定再任用 整備条例附則第5項第4号に規定する暫定再任用をいう。

(3) 暫定再任用常勤職員 整備条例附則第28項に規定する暫定再任用常勤職員をいう。

(4) 暫定再任用短時間勤務職員 整備条例附則第28項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員のうち第1条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の適用を受けるものは、同規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(改正後の社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

4 暫定再任用短時間勤務職員のうち第2条の規定による改正後の社会教育機関に勤務する職員の勤務の特例に関する規則の適用を受けるものは、同規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(改正後の池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則における暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 5 暫定再任用短時間勤務職員のうち第3条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則（「以下「改正休暇規則」という。）の適用を受けるものは、同規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。
- 6 暫定再任用常勤職員のうち改正休暇規則の適用を受けるものは、同規則第16条の規定は、適用しない。  
（改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 7 暫定再任用短時間勤務職員のうち第6条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の適用を受けるものは、同規則第5条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。  
（改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 8 暫定再任用短時間勤務職員のうち第7条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の適用を受けるものは、同規則第3条第1項及び第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。  
（改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 9 暫定再任用常勤職員のうち第8条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後義務教育等教員特別手当規則」という。）の適用を受けるものの義務教育等教員特別手当の月額、当該暫定再任用常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後義務教育等教員特別手当規則別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員のうち第8条の規定による改正後義務教育等教員特別手当規則の適用を受けるものは、同規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後義務教育等教員特別手当規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。  
（改正後の池田市立幼稚園型認定こども園教員辞令式規則における暫定再任用に関する経過措置）
- 11 令和14年3月31日までの間、第10条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園教員辞令式規則の適用について、

ては、同表中

懲戒免職	—	職名 氏名	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒処分として免職する
------	---	----------	-----------------------------------

とあるのは、

懲戒免職	—	職名 氏名	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により懲戒処分として免職する
暫定再任用（地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（令和4年池田市条例第17号）附則第5項第4号に規定する暫定再任用をいう。）	常勤職員	氏名	池田市公立認定こども園教員に暫定再任用する 教育職給料表を適用し○級を給する 池田市立認定こども園○○幼稚園（補職名）に補する 任期は○年○月○日までとする
	短時間勤務職員	氏名	池田市公立認定こども園教員に暫定再任用する 教育職給料表を適用し○級を給する 池田市立認定こども園○○幼稚園（補職名）に補する 週○時間○分勤務とする 任期は○年○月○日までとする
	任期更新	職名 氏名	暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する
	任期満了	職名 氏名	暫定再任用の任期の満了により職を解く

とする。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第9号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号。以下「給与条

例」という。) 附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 池田市職員の定年等に関する条例(昭和59年池田市条例第4号。以下「定年条例」という。)第6条各号に掲げる職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下単に「他の職への降任等」という。)をされた職員であつて、給与条例附則第21項に規定する異動日(以下単に「異動日」という。)の前日において特例任用職員(定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- (4) 特定日 給与条例第11条第1項ただし書に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 給与条例第10条に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 給料表異動 給与条例第6条第1項に規定する給料表(以下単に「給料表」という。)適用を異にする異動をいう。
- (7) 上限額 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(令和3年池田市教育委員会規則第4号)第3条の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料の月額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和2年池田市条例第29号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。
- (8) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
(給与条例附則第21項の教育委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第21項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げるもの
  - ア 異動日から特定日までの間に降格をした職員
  - イ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
  - ウ 異動日以後にその適用される号給を決定された職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間のその適用される給料表において給料の月額が増額改定又は減額改定(給料の月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前の給料の月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)があつた職員  
(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第23項の規定による給料の支給)

第4条 他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き職員であるもののうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料の月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となつた職員にあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料の月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合(給料表異動が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料の月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料の月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料の月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料の月額との差額(降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
  - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額に100分の70を乗じて得た額

- (4) 異動日以後にその適用される号給を決定された職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる職員 教育委員会の定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間のその適用される給料表において給料の月額を増額改定又は減額改定があった職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料の月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当するものに対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は同項第1号から第3号までに規定する給料の月額について特定日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額を用いて算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。  
（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第23項の規定による給料の支給）
- 第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き職員であるもののうち、異動日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料の月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料の月額に、これよりも多い給料の月額がある場合は、そのうち最も多い給料の月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（次条第1項各号のいずれかに該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料の月額との差額」とする。
- 第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き職員であるもののうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料の月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料の月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。
- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合（給料表異動が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料の月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料の月額に、これよりも多い給料の月額があるときは、そのうち最も多い給料の月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員自らの意思による申出を受けて行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料の月額に、これよりも多い給料の月額がある場合は、そのうち最も多い給料の月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料の月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料の月額との差額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料の月額に、これよりも多い給料の月額がある場合は、そのうち最も多い給料の月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の

前々日までの間のその者の号給等に対応する給料の月額に、これよりも多い給料の月額がある場合は、そのうち最も多い給料の月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後にその適用される号給を決定された職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる職員 教育委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間のその適用される給料表において給料の月額が増額改定又は減額改定があった職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額に、これよりも多い給料の月額がある場合は、そのうち最も多い給料の月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料の月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当するものに対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は同項第1号から第3号までに規定する給料の月額について異動日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額を用いて算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き職員であるもの(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料の月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料の月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料の月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間のその適用される給料表において給料の月額が増額改定又は減額改定があった職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料の月額について特定日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額を用いて算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き職員であるものうち、給与条例附則第19項の規定の適用を受けるものであって、次に掲げるものには、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日以後に給料表異動をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

(4) 降任等相当転任日以後にその号給を決定された職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き職員であるもの(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第19項の規定により当該職員が受ける給料の月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任等転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料の月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料の月額に、これよりも多い給料の月額があるときは、そのうち最も多い給料の月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規



定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料の月額との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間のその適用される給料表において給料の月額の増額改定又は減額改定があった職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料の月額について降任等相当転任日の給料表の給料の月額の欄に掲げる給料の月額を用いて算出するものとする。
- 4 特任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き職員であるもののうち、給与条例附則第19項の規定の適用を受けるものであって、次に掲げるものには、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員自らの意思による申出を受けて行うものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後にその適用される号給を決定された職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる職員（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第10号

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

---

池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第11号

池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則の一部を改正する規則

池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則（平成25年池田市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「ICT戦略課長」を「行政管理課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第12号

池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則

池田市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

池田市教育委員会教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第13号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規則

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規則（平成16年池田市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

池田市教育委員会が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 消 防 長

池田市消防本部安全運転管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年1月26日

池田市消防長 金 井 博 司

池田市消防長訓令第1号

池田市消防本部安全運転管理規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部安全運転管理規程（平成30年池田市消防長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 機関員に対し運転開始前及び運転終了後に、酒気帯びの有無を確認し、その内容を記録して保存すること。

第12条第2項中「庁用自動車の管理運用に関する規程（昭和42年池田市訓令第3号）第10条」を「庁用自動車の管理及び運用に関する規程（令和4年池田市訓令第3号）第7条」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

---

池田市消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

池田市消防長 金 井 博 司

池田市消防長訓令第2号

池田市消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部火災調査規程（平成31年池田市消防長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削る。

第24条中「精神障害者（精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する者をいう。）」を「精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する者をいう。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

---

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

池田市消防長 金 井 博 司

池田市消防長訓令第3号

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則を準用する規程

池田市個人情報保護条例施行規則を準用する規程（平成16年池田市消防本部訓令第3号）の全部を改正する。

池田市消防長が行う池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）の施行に関する必要な事項は、

池田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年池田市規則第18号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。